

令和元年第6回ニセコ町議会定例会 第1号

令和元年9月10日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告
(総務常任委員会)
- 6 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告
(産業建設常任委員会)
- 7 報告第 1号 平成30年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 認定第 1号 平成30年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 9 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 10 議案第 1号 請負契約の変更について
(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事))
- 11 議案第 2号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)
(提案理由の説明)
- 12 議案第 3号 ニセコ町森林環境譲与税基金条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 4号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 14 議案第 5号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 15 議案第 6号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 8号 ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)

- 18 議案第 9号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第10号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 20 議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 21 発議第 1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案
(提案理由の説明)
- 22 発議第 2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|------------|-------|
| 町 長 | 片山健也 |
| 副町長 | 林知己 |
| 会計管理者 | 加藤紀孝 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 防災専門官 | 青田康二郎 |
| 企画環境課長 | 山本契太 |
| 企画環境課参事 | 柏木邦子 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 町民生活課長 | 中村正人 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |
| 農政課長 | 中川博視 |
| 国営農地再編推進室長 | 石山智 |
| 商工観光課長 | 福村一広 |
| 商工観光課参事 | 高橋葉子 |
| 建設課長 | 高瀬達矢 |

建設課	参事	黒	瀧	敏	雄
上下水道課	長	石	山	康	行
総務係	長	馬	淵		淳
財政係	長	島	崎	貴	義
教育	長	菊	地		博
学校教育課	長	前	原	功	治
町民学習課	長	佐	藤	寛	樹
学校給食センター	長	富	永		匡
幼児センター	長	酒	井	葉	子
農業委員会	会長	荒	木	隆	志
農業委員会事務局	長	山	口	丈	夫

○出席事務局職員

事務局	長	佐	竹	祐	子
書	記	中	野	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第6回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、斉藤うめ子君、6番、浜本和彦君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの9日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ及び株式会社ニセコリゾート観光協会における平成30年度の町の財政的支援等に係る事務事業の監査結果報告書、教育委員会より平成30年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評

価報告書を受理しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりであります。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第6回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書1枚目をおめぐりいただきたいと思います。まず、総務課の関係であります。令和元年度普通交付税の算定状況についてご報告申し上げます。記載のとおり、基準財政需要額、ア欄であります。24億7,300万円、基準財政収入額が8億900万円になってございます。交付税につきましては、昨年と比較をしますと基準財政需要額におきましては2,990万9,000円増額、それから基準財政収入額におきましても2,727万円の増額となっております。対前年比でいきますとその一番下の括弧書きで書いてありますが、3,473万7,000円の減ということで、合計トータルが17億4,758万円となっております。これは、主には税収の伸びに応じた減額というものであります。

次、その下、2にあります。後志町村会の臨時総会は記載のとおりとなっております。

また、その1ページ目中段以降、4のゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟幹事会、ゴルフ場利用税これまでご報告申し上げましているとおおり、超党派の国会議員によりましてゴルフ場利用税の廃止の議論がなされているところから各関係機関、自治体が連携して要請活動を行っているところ。ゴルフ場利用税の存続を求める動きをこれまで以上に強化していきたいということで調整を行っているところであります。

その下、土地の購入についてということで、ニセコ町字富士見119番地3ほか5筆の宅地及び雑種地において、記載のとおり令和元年7月16日所有権移転ということで購入をしてございます。これにつきましては、行政報告別紙資料というの、こういうのを配付させていただいておりますが、これのめくっていただきましてナンバー2というところに位置図を記載させていただいております。中ほどにナンバー2という右上のほうに書いたものがありますが、購入した土地の表示と書いておりまして、ごらんの場所におきまして土地を購入させていただいております。現在庁舎建設事業者の皆さんの駐車場として活用させていただいているところでもあります。今後雪捨て場を初め、市街地にも一定程度の広場といいますか、土地が必要なものでありますから、購入をさせていただいて有効利用を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、2ページ目であります。中ほど、7として泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告についてということで、6月12日以降8月15日までそれぞれ記載のとおり報

告等の連絡調整を行っております。

その一番後段、8として地域ケア会議への講師派遣ということで、記載のとおり防災専門官を派遣しております。

続きまして、3ページ目ではありますが、以下防災関係、Jアラートの関係でありますとか、防災、危機管理のさまざまな訓練等記載のとおりとなっております。

3ページ目の後段ではありますが、13としてニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の担当者会議を6月27日に開催させていただいております、ニセコルールにつきましては今後とも支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

次に、4ページ目上段、15として陸上自衛隊倶知安駐屯地創立64周年記念行事、以下記載のとおり防災関係含めてそれぞれ書いてあります。

中ほど、18として泊発電所の安全協定に関する連絡幹事会が7月18日以降それぞれ会議が開催され、その下、20ではありますが、7月25日に令和元年度の第1回となります原子力防災に関する連絡会議が札幌市で開催をされているところでありまして、次のページの上段、21として原子力防災にかかわる住民避難関係自治体との連絡会議も同じく7月25日に札幌で開催されたところでありまして。

また、その下、22として令和元年原子力災害対策要員研修が7月29日、30日と倶知安町で開催されておりまして、ニセコ町から7名の職員が受講させていただいたところでありまして。以下、災害関連記載のとおり会議等を行われております。

次、6ページ目をごらんいただきまして、上段、26として令和元年度北海道地域防災マスター認定研修会ということで防災専門官に出てもらっておりまして、役場職員としては2人目の認定者ということになっております。今後とも随時職員の認定者をふやしていきたいというふうに考えております。

その下、27として令和元年度ニセコ町防災訓練を8月27日、羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署、それから陸上自衛隊倶知安駐屯地、北海道総務部危機対策局の危機対策課のご支援を得て開催をしたところでありまして。

次に、中ほど、企画環境課の関係ではありますが、1として片山さつき地方創生担当大臣がニセコ町をご視察いただきまして、それぞれ意見交換等させていただいております。視察先につきましては、記載のとおりとなっております。

以下、2として後志広域連合の幹事会と連合会議、記載のとおりとなっております。

次に、7ページ目をめくっていただきまして、3としてようてい・西いぶり地域広域連携会議全体会議が6月25日開催されております。

その下、4として第1回「世界首長誓約／日本」運営委員会についてということで8月8日、私も運営委員として出席をさせていただいております、この席で委員長に京都市長、委員長職務代理者にニセコ町長ということで就任をさせていただいたところでありまして。この世界首長誓約／日本につきましては、ニセコ町におきましては平成30年8月1日世界首長誓約の調印を行っているところでありまして。これにつきましても概要として行政報告書別紙資料、先ほどごらんいただきまし

たものの一番最後に世界首長誓約／日本ということでナンバー3という資料がついております。これにつきましては、世界気候エネルギー首長誓約は、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの削減目標以上の削減、気候変動の影響の適応に取り組むことにより、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指し、同時にパリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長がその旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取り組みを積極的に進めていく世界的な仕組みということで書いております。その内容につきまして、ちょっとめくっていただきまして、その中開き、資料3の中のところにありますが、首長誓約の手順ということで開いたところの右上に書かれておまして、ステップ1、誓約ということが書かれております。1つとして、持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。2つ目として、2030年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指します。3番目として、気候変動への適応、レジリエンス（強靱性）の向上を目指しますという、この3点について誓約をし、それぞれ行動計画等に基づいて取り組みを進めるというようなものでありまして、現在世界で9,210自治体、日本では21の自治体がこの誓約を行っているというようなことであります。一番最後のページ見ていただきますと、総務大臣と環境大臣が載っておりますが、国も国を挙げてこれについては応援をいただくということで、この会議においても鎌形環境事務次官がご出席をいただいて、環境省としても全面的に支援する旨のお話をいただいたところでありまして、本町におきましては、地球温暖化防止計画、ニセコ町役場における分、それから全町型も制定しておまして、一定の水準は満たしているというようなことでございます。

その下、5として令和元年度後志地域づくり連携会議が8月20日、ニセコ町民センターで開催されておまして、開発局あるいは後志総合振興局の幹部の皆さん含めて各首長等と懇談をさせていただいたところでありまして、今回のテーマとしては、多種多様な人々が住みやすく訪れやすい後志地域に向けた資源の活用方策の検討等の意見交換がなされたところでありまして。

その7ページ、一番下のところでありまして、8として北海道新幹線、北海道新幹線並行在来線対策協議会第6回幹事会が記載のとおり開催をされ、また8ページ上段であります、(2)、(3)、(4)とそれぞれ新幹線関係の会議が行われているところでありまして。新幹線につきましては、並行在来線の今後について早期に結論を得られるよう沿線自治体として要請活動を北海道に行ってきたということで会議が開催されているというような状況でございます。

その中ほど、9として交流・人材育成事業ということで、ニセコ中学生の職場体験の受け入れや、10として小・中学生まちづくり委員会、ニセコのミライということで、世界に誇るニセコのまちを自分たちの手で守ろうということで8月26、27日開催など、それぞれ事業を行っているところでありまして。

また、その下、11として国際交流事業の実施状況ということで、国際交流関係、9ページ目、それから10ページ目にわたって書かれておまして、9ページ目の上段に国際交流事業について(2)というふうに書いてありますが、以下記載のとおりワールドまつりであるとか、10ページ目の(3)のところにつきましてはInternational Mondayということで毎週月曜日、放課後子ども教室で英語で遊ぶことをやっているとか、国際交流の本当に大きな活動として現在さま

ざまなこうした活動が行われているというような状況でございます。

その10ページ目中段の下であります、(4)としてJICAの視察対応ということで毎年独立行政法人国際交流機構の海外研修でニセコ町を来訪いただいているというような状況でございます。10ページ目の一番下であります、国際交流員の退任及び新交流員の着任ということで、アイルランドからお越しいただいていたデリク・モールさんが帰国をされ、新たにアメリカカンザスシティー出身のマイケル・バーンズ・トーマスさんが着任をして、現在国際交流活動を積極的に行っているところでございます。

次、ページめくっていただきまして11ページ目であります、12として地域公共交通確保維持改善事業の実施状況ということで、1番目としてデマンドバスの運行状況が記載されているところがあります。

その下、13としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票について記載のとおりとなっております、現在基金残高4,372万8,588円ということになっております。12ページ目の上段に地域別寄附者及びふるさと住民の登録者数、記載のとおりとなっております、ふるさと住民登録者が現在43名ということになっております。

その下、14として本気の移住相談会2019にそれぞれ出展しているということであります。

また、15としてニセコ高校特別授業としてまちづくり座談会を実施しております。

次に、13ページ目をめくっていただきまして、SDGsに係る取り組みにつきまして、(1)として6月25日にまちづくり町民講座の開催、それから(2)としてSDGs高校生未来会議の開催ということで8月6日から8月8日までということで、開会から閉会まで全て英語で行うということで、ニセコ高校からも高校生が参加をして交流、勉強をしたというような状況でございます。以下、それぞれSDGs関連の会議等、あるいは14ページ上段には職員研修等記載のとおり記載させていただいております。

14ページ中ほどであります、(6)として町内事業者向け高断熱・高気密住宅研修会の実施ということで、8月30日から9月1日、名古屋市、長久手市ほかで研修を行っております。記載のとおり、町内事業者の代表にも2社2名参加いただいて、こういった高断熱、高気密住宅につきまして研修を受けていただいたところあります。

以下、一番下であります、17で地域おこし協力隊の委嘱ということで、本年7月に新たに地域おこし協力隊1名を委嘱し、株式会社ニセコリゾート観光協会に配属をさせていただいたところあります。飯田絢香さんという方ありますので、また今後ともいろんな面でご指導、ご支援賜ればありがたいというふうに思います。

次、15ページ目であります、18としてニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、記載のとおり中央倉庫について多くの皆さんにご利用いただいているというような状況であります。

また、19として将来的な課題としても高機能電動アシストつきスポーツ自転車、E-bikeと言われるものの試乗会を開催しているところあります。

また、一番下、20として第179回まちづくり町民講座、地域経済循環ということで、地域のお金を地域で回すということにつきまして環境ジャーナリストの村上敦さんにご講演をいただいたところ

であります。

次に、16ページ目上段であります。同じく6月25日に職員研修でこういった環境モデルの関係も含めた研修会を行っております。

その下、22として令和元年度第1回地域エネルギー利活用検討協議会が7月1日開催されておりました。地域エネルギー会社の設立検討等を行っているところであります。

その下、23として令和元年度第1回ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、7月4日開催されております。本町におきましては、地熱資源の調査ということでアンベツ川近郊の甘露の森近くでこれらの調査を開始するというに現在のところなっております。

その下、24として令和元年度水生昆虫観察会、記載のとおり行っております。

また、一番下、25として第30回環境審議会、8月1日開催をいただいて、現在の環境の主な取り組み状況、あるいはこういった評価について意見交換をさせていただいているところであります。

次に、17ページ目をおめぐりいただきまして、第12回ニセコ町自治創生推進本部会議、8月23日開催し、自治創生の取り組み状況や、済みません、その下、自治創生の自治の自がちょっと文字抜けておりました。大変申しわけありません。自を加えていただきまして、内容の自治創生の取り組み、その後自治創生総合戦略の改定（第2期）、自治創生総合戦略（第1期）の検証ということでありまして、自治の自が抜けておりました。大変申しわけありません。記載をお願いしたいと思います。

次に、その下、27としてニセコ町地球温暖化対策推進委員会が行われております。

28として、コミュニティFMの実施状況、記載のとおりとなっております。

また、29としてこんにちは・おぼんです町長室の開催状況を記載しております。

次に、18ページ目であります。行政視察の受け入れ状況、記載のとおりとなっております。本年におきましては現在までの予約を含めて29団体、349名の受け入れを行っているというような状況であります。

次に、20ページ目であります。税務課の関係であります。町税の収納実績ということで、記載のとおり現年度分、滞納分、それから国民健康保険税ということで記載しているところであります。

中段の下であります。2として消費税軽減税率制度説明会の共同開催ということで、倶知安税務署さんとともに6月11日、ニセコ町民センターでこの消費税にかかわる軽減税率の制度の説明会を行ったところであります。

3として、町税等収納対策会議を7月15日開催をしております。

次に、めぐっていただきまして21ページ目であります。町民生活課の関係であります。1として、令和元年度ニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、2としてマイナンバーのカードの交付状況を記載しております。

また、3として一般廃棄物ごみ収集量の実績、それから（2）として使用済み小型家電の収集についてそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、22ページ目であります。交通安全運動の推進ということで、ニセコ町交通安全協会の総会、それから交通安全推進委員会の総会、7月11日から20日まで夏の交通安全運動、記載のとおり

となつてございます。

また、防犯対策について、5としてそれぞれ記載しておりますが、(2)、防犯功労者受賞ということで6月21日、ニセコ町防犯協会副会長を務める佐藤寛治さんが北海道防犯協会連合会と北海道警察署長連盟より、防犯功労者ということで功労表彰を倶知安警察署で賞状の授与ということを行っております。佐藤寛治氏におかれましては、これまでのご功労に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

その下、北方領土復帰期成同盟後志支部総会等を開催されております。

次に、23ページ目でありましたが、札幌弁護士会地域司法対策委員会のご尽力によりまして、月2回ペースで記載のとおりそれぞれ無料法律相談会が開催されております。

8として、行政相談についてそれぞれ記載のとおり行われておりますが、(2)、北海道行政相談委員連合協議会会長感謝状授与ということで、大道政彦さんがこれまで長年の行政相談活動のご功績に対しまして、北海道行政相談委員連合協議会会長から感謝状を授与されております。大道さんにおかれましても長年の行政相談、大きな地域振興あるいは国への要望活動を行っていただきましたことを心から厚く感謝を申し上げたいというふうに思います。

その下、9として人権啓発活動ということで人権擁護委員の皆様のご尽力によりまして、記載のとおり(1)、(2)等事業を行っているところであります。

その下、野犬掃討や食中毒警報の発令状況、記載のとおりとなっております。

次に、24ページ目でありましたが、一番上、24としてニセコ町廃棄物対策検討委員会が7月31日開催されております。

次に、中ほど、保健福祉課の関係であります。その下、中ほどの2として社会福祉委員(民生委員)会議の開催ということで8月28日、民生委員の会議が行われておりまして、令和元年度の就学援助認定報告あるいは新規認定の協議、ニセコ町敬老会の開催についての協議、それから高齢者宅の除雪についてご審議をいただいたところであります。

その下、3としてニセコ町戦没者追悼式を7月20日開催させていただいております。

その下、4としてニセコハイツの入居者状況ということで、現在のところの入居者について記載のとおりとなっております。

次に、25ページ目でございますが、5としてニセコ子ども館の利用状況、記載のとおりとなっております。

その下、6、日本ユニセフ協会に係る子どもにやさしいまちづくり事業ということで、ニセコ町におきましては日本ユニセフとともに子どもにやさしいまちづくりの検証を行うということになっておりまして、これらの勉強を含めて(1)としてワーキンググループの開催ということで、子どもにやさしいまちづくりモデル検証作業についての説明を行っております。

また、その下、(2)として公開の職員研修として8月22日にニセコ町民センターにおいて子どもの人権とは何かということで、日本ユニセフ協会の広報アドボカシー推進室のシニアマネージャーであります三上健氏による講演を行っていただいたところであります。

その下、7として倶知安厚生病院医療機能検討協議会総会が7月17日開催されております。

その下、8として倶知安厚生病院の旧棟改築整備についてということで、行政報告別紙資料という先ほど見ていただいたものでありますが、これもめくっていただきまして最初のところではありますが、倶知安厚生病院の旧棟改築整備についてということで記載させていただいております。北海道厚生農業協同組合連合会、以下、道厚生連というふうに訳しますが、は第9次中長期計画、これは2019年から2024年までの間のこの計画の策定に当たり、老朽化と耐震化の必要性からこの倶知安厚生病院の旧棟について整備計画に盛り込む必要があり、羊蹄山麓7カ町村長と倶知安厚生病院等で構成する倶知安厚生病院医療機能検討協議会に整備計画が示されておりました。当初は40億円程度とされておりましたが、計画は33億円程度まで圧縮されておりました。しかしながら、羊蹄山麓7カ町村は、ともに財政課題や地域の社会変化などを考慮し、さらなる検討が必要であると、以下の条件整理を主に求めてきたところでございます。1つ目としては、地域の人口減少や少子高齢化社会を見据えた倶知安厚生病院の規模。それから、2つ目としては新幹線や高速道路の開通に伴う倶知安厚生病院の役割。3つ目として、外国人の利用や医療の高度化による診療科の見直し。4つ目として、道厚生連として全額を地域負担とするということに対しての再考。5として、町村財政を考慮した整備費の圧縮。6番目として、病院経営の改善見直し。以上の6点について早期に回答するよう求め、本年8月8日に道厚生連から見直し案の提示がされたところでございます。1点目は、病床数の見直しや縮小も視野に入れた経費圧縮について、2点目は経費圧縮案に伴う不採算部門の赤字補填に関する助成についてでございます。

次めくっていただきまして、1点目の経費圧縮については2つの視点から検討いただいております。1つ目、(1)として現在合計234病床ですが、計画案では一般15床減の157床、精神20床減の40床、感染は変わらず2床の合計199床とし、病棟数は一般1病棟減の3病棟、精神は変わらず1病棟の合計4病棟とすると。また、工夫を重ね当初計画の地下と4階部分を廃止するものの、公的医療機関の確保や地域センター病院としての役割を継続し、現状の診療科を維持できる案というふうになっているというふうに理解しております。以上の見直しにより整備費用概算額を28億円強とし、これまでの提案の33億円強から5億円程度の削減案が提示されたところであり、道厚生連、倶知安厚生病院の努力と評価されるところであります。

次に、(2)、次にこれまでの赤字基調でありました経営改善見直しについては、急性期主体から地域包括ケア病棟とし、リハビリなど回復期機能や在宅復帰の調整に力点を置くと同時に入院診療単価の改善につなげ、諸経費、人件費の圧縮につながる提案でございます。そのほかの増収策として、これまで院内において薬の処方を行っておりましたが、院外処方化により薬剤師等の人件費の圧縮、入院患者への指導業務件数の増加などにより長期的な経営改善を目指すこととしております。病院の規模、機能の改善努力による効果は年間2億円を超えるものと見込まれております。

次に、2点目の経費圧縮案に伴う不採算部門の赤字補填に対する助成についてでございます。今後の課題として、この提案により実施した場合、精神科病床が減少するため、現在北海道から助成されている公的精神科病院等運営補助金の減額が想定されることから、羊蹄山麓7カ町村の負担が増額となる要素が含まれるなど、北海道からの補助と合わせて2億円を上限としていた不採算部門の赤字補填に対する助成に関しましても、北海道厚生連から示された長期経営計画において、今後

20年間は年間数千万円程度の赤字が見込まれることもあり、さらに検討を加えていかなければならないものと考えております。なお、今後のスケジュールとしては、道厚生連の都合を考慮し、10月に大筋合意、年末までに決定が必要とされております。道厚生連からは以上であります。7カ町村の首長としては俱知安厚生病院が公的医療機関、地域センター病院、原子力災害対応病院として必要不可欠であることから、強靱化、再整備化を進めるための環境整備をすることは必須であるということで一致しております。また、新たに提出されました改善案についても地域の安心、安全の立場から重く受けとめております。今後7カ町村は、この案件を契機として地域が、自治体ができることを積極的に取り組むこととしております。整備費の負担については、第1期工事で連携した関係自治体に理解していただくとともに、今後の運営についても協力を要請する。なお、負担割合は第1期工事を前提として検討する。

4ページ目をめくっていただきまして、1つとして地域包括ケア病棟から退院後も安心して暮らしていけるよう、在宅医療や生活復帰支援の充実を図る。丸の2つ目として、多重受診や高額薬が医療費の増に結びつくことから、ジェネリック薬、患者等の情報共有を図る。それから、丸の3つ目として7カ町村等の医療機関と俱知安厚生病院との関連性を強化するとともに、小樽市、札幌市の急性期病院との連携を密にする。次に、その下、丸の4つ目ではありますが、外国人の診療が増加しており、赤字経営の要因となりつつあり、公的病院としての位置づけが重荷になることから、外国人の自由診療が法的に認められるよう北海道、国へ要請する。その下の丸ではありますが、赤字補填を実施するに当たり、俱知安町を除く6カ町村等は過疎債の対象となるよう要請する。最後の丸ではありますが、北海道内においてはニセコ、羊蹄地域は観光面においてトップランナーであり、またエネルギーにおいても提供地としての責任があり、一定以上の医療提供が必要不可欠であるが、周辺町村だけでは財政面での負担は重く、北海道に対して補助金等の要請を行う。

以上、これまで検討してきた経緯と内容について申し上げます。また、限られた時間ですが、道厚生連からの最終検討を受けとめ、細部にわたる調整を行い、新たな時代や要求に対応し、地域の人々が住みなれた町や村で安全で安心して暮らし続けていくために地域医療の確保に向け、北海道や国の支援をいただきながら、関係自治体、自治体議会、北海道厚生連、俱知安厚生病院と鋭意協議を重ねてまいりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次、26ページ目をおめくりいただきまして、9として各種健康診査の実施状況、(1)の乳児健康診査から記載のとおり26ページ、そして27ページもずっとそれぞれ健康診断、あるいは健康運動教室、対がん協会の総合検診、あるいは1歳6カ月、3歳児健診、28ページ目は上段に精神障がい者交流会、お茶会 in ニセコの開催等記載しているとおりであります。

次に、(15)の下、10としてエキノコックス駆除作業におきまして、期日それぞれ記載のとおり町内一円においてベイト撒きを行っていただいております。ボランティアの皆さんのこれまで、そして本年におけるご協力に心から感謝を申し上げたいというふうに考えております。

その下、12として令和元年度地域包括支援センターの運営状況ということで、総合相談業務、訪問件数295件であるとか、地域ケア会議・サービス調整、デイサービスのケース検討会等記載のとおりであります。

また、(3)として介護予防事業、元気づくりモデル地区支援事業、高齢者の声かけ支援事業など、それぞれ29ページの上段も含めて記載のとおりとなっております。介護予防プランの作成も83件の作成ということになっているところでもあります。以下、介護予防のケアマネジメントの実施や救急情報キットの配布状況、記載のとおりとなっております。

次に、30ページ目、農政課の関係であります。町内の主要農作物の生育状況であります。後志農業改良普及センターの調べや、あるいはJAよていの情報によりますと全般的に本年は各作物においては順調に推移しているというような報告を受けております。

30ページ目後段であります。経営所得安定対策に係る現地確認の実施が7月24日行われております。

また、3として後志総合振興局長さんが交代されましたので、新局長が7月18日ニセコ町内視察ということでご来訪をいただいているところでもあります。

次、31ページ目になります。防災協定を締結している福島県国見町との道の駅交流を6月8日、福島県国見町に職員等を派遣して行っているところでもあります。

その下、4、済みません、4がちょっとダブっております。大変申しわけありません。数字の番号がちょっと違ってございまして、以下5から順番につけかえをまことに申しわけありませんが、お願いをしたいと思います。この記載された番号で読み上げさせていただきます。その下、ニセコ小学校の田植え体験事業、6月12日それぞれ行っておりまして、10としてニセコ町家畜共進会の開催ということで7月26日、ニセコ町の家畜共進会場で記載のとおり行っております。

また、12として後志の乳用牛の共進会も8月23日に行われております。

また、その上、11として町営牧場の運営状況、5月30日入牧ということで記載のとおりとなっております。

次、32ページ目をおめぐりいただきまして、32ページ目の上段であります。有害鳥獣駆除業務についてということで、それぞれ記載のとおり猟友会に大変なご尽力をいただきまして、現在駆除等の作業を進めさせていただいております。ニセコ町におきましては鳥獣被害対策実施隊、現在隊員27名にご登録いただきまして、銃やわな等で捕獲作業を行っているということで、カラス、鹿、アライグマ、タヌキ等記載のとおりとなっております。出動回数も大変多くて、本当に鳥獣対策に当たっていただく猟友会の皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

その下、14として明暗渠掘削特別対策事業、それから15として農業用水路等補修事業、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、33ページ目をめくっていただきまして、国営農地再編推進室の関係であります。予算確保のための農業農村整備の集い等、記載のとおりそれぞれ参加をしているところでもあります。

その下、3として国営農地再編整備事業「ニセコ地区」連携会議幹事会が7月17日、ニセコ町民センターで開催されているところでもあります。今後とも国営事業が円滑に推進しますよう、また予算確保も含めて努力をしてまいりたい所存でございます。

次、34ページ目、商工観光課の関係であります。1としてニセコ観光圏協議会、(1)、ニセコ観光圏マネジャー・事務担当者会議が記載のとおりそれぞれ開催されております。また、(2)

としてニセコ観光圏満足度調査・観光地域マネジャー活動報告会が6月25日、ニセコ町民センターで開催されたところであります。

その下、2としてニセコ山系観光連絡協議会、例年やってございますが、6月27日にコースの整備や観光資源の現況調査、それぞれ5町連携してやっております。

また、6月28日に五色温泉やお花畑のクリーン作戦ということでそれぞれ5町あるいは後志総合振興局のご協力を得て開催しているところであります。

次に、35ページ目、石井啓一国土交通大臣がG20の視察ということで8月3日お越しになられましたので、あわせて意見交換をさせていただいたところであります。

以下、北海道観光連盟等、記載のとおり観光関係の会議が開催されております。

35ページ目の中ほどであります、6としてニセコ主要宿泊施設連絡会の開催ということで、6月11日から月1回のペースで意見交換をさせていただいております、8月9日開催時にはニセコ町の宿泊税の考え方等についての意見交換をさせていただいたところであります。

次に、36ページ目であります、8として国民保養温泉地協議会の総会が7月4日大分県で開催されておまして、昨年ニセコ町で開催いただいたものであります、職員等を派遣しております。

その下、9番目として観光客誘致のための観光プロモーションの実施ということで、記載のとおり札幌で開催しております。以下、10、11、12ということでキラットニセコの株主総会、あるいはニセコリゾート観光協会の株主総会が記載のとおり開催されており、また以下取締役会等も記載のとおりとなっております。

次に、37ページ目をおめぐりいただきまして、13としてイベントの開催ということで(1)からそれぞれ全日本ラリー選手権や羊蹄山一周ファンライドであるとか、記載のとおりとなっております。

38ページ目上段であります、ニセコスターフェスが7月29、30日、ニセコアンヌプリ国際スキー場で開催ということになってございます。

その下、14であります、JR北海道さんの大変なご努力で特急ニセコ号、記載のとおり現在走らせていただいているというような状況でございます。

その下、15として太郎吉蔵デザイン会議ということで原研哉先生を初め、多くのデザインの日本で有名な皆さんが集まって、中央倉庫を会場として開催をいただいたところであります。

その下、この9月20日に開催予定の日本風景街道大学ニセコ羊蹄キャンパスの実行委員会開催ということで、準備が進められていたところであります。

その下、17として第39回小さなふるさとづくり「七夕の夕べ」花火大会が開催されております。8月3日、多くの皆さんのご参加のもと晴天の中で開催をされているところであります。来年は記念事業ということもあまして、また協議をしてみたいというふうを考えております。

39ページ目であります、一番上段であります、18として令和元年度ニセコ駅前綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりとなっております。

その下、19としてにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、事業所新設2件、事業所拡充1件ということで支援をしているところであります。

20番目がよいてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

21番目、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の担当者会議等、以下記載のとおりとなっております。

次、40ページ目上段であります。24として宿泊税における意見交換及び勉強会ということで、（１）、（２）、（３）、それぞれ宿泊税に関する勉強会や、（３）におきましては町内宿泊事業者へのアンケート調査の実施状況、7月31日実施をし、8月16日までの回答で84対象施設にアンケートを出させていただきまして、38件から回答をいただいたところでありまして、主な意見につきましては、総体的に宿泊税に対する反対意見は少数でありまして、季節労働者の長期滞在や宿泊料金が安い宿への配慮要望であるとか、修学旅行に対する免税意見等をいただいたところでありまして、今後ともいろんな皆さんの意見を集約する中から適正なニセコ町に合うこういった宿泊税について検討を進めてまいりたいと考えております。

その下、（４）、令和元年度の第3回経営会議ということで、これは副町長がトップとなって行う会議であります。8月29日に開催をさせていただいておりまして、これも宿泊税についての議論を行ったところでありまして。

次に、41ページ目であります。建設課の関係であります。1として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、記載のとおり開催をしております。

また、2として都市計画審議会、6月13日、それから8月5日開催されておまして、特に8月5日は景観条例の開発事業案件について現地調査や協議、審議をいただいたところでありまして。

3番目として、北海道議会議長による道路被災箇所の現地視察ということで、村田憲俊北海道議会議長に我々の大きな長年の懸案でありましたニセコ中央地区における尻別川沿いの堤防未整備箇所、町道中央有島連絡線について現地視察をいただき、現地の実態あるいは早期の整備を要請させていただいたところでありまして。6月23日に現地にお越しいただいております。

その下、4としてニセコ町役場新庁舎建設工事の安全祈願祭が共同企業体施工事業者の皆さんの主催により7月12日、ニセコ町役場の建設予定地で行われたところでありまして。

次、42ページ目であります。国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、ニセコ町内総体10件ということで、記載のとおりとなっております。

6として、景観条例に基づく協議状況ということで開発事業6件、それから屋外広告物2件について景観条例に基づく協議が行われてきたところでありまして。

その下、7として公営住宅使用料の算定誤りに関する議会の調査特別委員会にそれぞれ8月5日、8月28日、私も含め職員と出席させていただいたところでありまして。

次に、43ページ目であります。上下水道課の関係であります。1として、曾我地区第1の配水管の漏水事故、これが6月29日の午前3時に漏水発災いたしまして、これについては記載のとおりとなっております。

2番目として、曾我地区第1の配水管漏水事故、7月10日午前1時20分ということで、これについても記載のとおり対応したところでありまして。

44ページ目、一番上であります。3として曾我地区第2の送水管漏水事故、これも7月30日午

前6時30分発災ということで、これにつきましても記載のとおり対応したところでございます。

次に、44ページ目後段であります。農業委員会の関係であります。一番下であります。2として2019グリーンパートナー交流会 in ニセコということで8月3日から4日、ニセコ町内において記載のとおり開催をさせていただいたところでもあります。

次に、45ページ目、3として山麓地区の農業委員会の協議会の研修会、8月6日、ニセコ町内における国営事業工場の現場研修ということでお越しいただいて研修を行ったところでもあります。

次に、消防組合ニセコ支署の関係であります。1として消防団幹部会議の開催ということで、6月5日からそれぞれ記載のとおり開催、いろんな訓練等も開催させていただいたところでありまして、45ページ目下段のほうであります。4としてニセコ町少年消防クラブの活動等も行われているところでもあります。

46ページ目中ほどであります。8として消防演習、6月24日、ニセコ支署前におきまして消防団員、消防職員による日ごろの訓練展示等行われたところでもあります。

その下、46以降避難訓練であるとか、さまざまな訓練活動を記載のとおり行ってあります。

47ページ目をめくっていただきまして、消防団員研修、入団3年目未満の団員研修が13として消防団員研修というふうに書いてありますが、行われております。

また、14として救助技術訓練指導会というのも7月20日に行われております。

その下、15がニセコ町婦人防火クラブリーダー研修ということで、7月20日開催されているところでもあります。

次、48ページ目、以下の各種訓練等記載のとおりとなっております。48ページ目の中ほど、ニセコ町少年消防クラブ体験学習ということでそれぞれ記載のとおり行われております。

また、24としてニセコ消防団・真狩消防団合同訓練が8月20日、ニセコ町字近藤で開催させていただいているところでもあります。

また、以下防災訓練それぞれ記載のとおり書いてありまして、また一番下であります。26として職場体験ということでニセコ中学生がニセコ支署で職場体験を8月29、30日の2日間行っているところでもあります。

49ページ目から50ページ目までそれぞれ記載のとおり、(1)から(15)まで警戒出動、捜索活動等記載しております。近年山岳救助出動が目立っておりまして、この間だけでも4件の記載のとおり山岳救助要請があって出動を行っているというような実態であります。最近軽装で山に入る人もふえているという状況で、こういった啓発活動も必要な状況になってきているというように考えております。

次に、51ページ目、ニセコ救急の出動先別出場状況、出動している状況についてそれぞれ記載のとおりとなっております。

以下、別紙に建設工事あるいは委託工事等の進捗状況、記載のとおりとなっておりますので、後ほどごらん賜ればありがたいと思います。

失礼しました。22ページ目で防犯功労者受賞者、佐藤寛治さん、正しくは佐藤ヒロハルさんがお名前でありますので、私佐藤カンジさんと言ってしまったので、佐藤ヒロハルさんで訂正させ

ていただきます。まことに申しわけありませんでした。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告を行います。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） それでは、引き続きまして、私のほうより第6回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行わせていただきます。

教育行政報告、令和元年9月10日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きいただきまして、大きな1として教育委員会の活動を記載しております。（1）の教育委員会議につきまして、7月8日開催の第5回定例会におきましては、報告事項として6件、議案として3件、その他協議として少年の翼セミナーの参加者選考についてなど1件について審議しております。

8月9日開催の第6回臨時会におきましては、報告事項1件、議案として5件について審議しております。協議事項として、全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書への結果掲載について審議したほか、その他としまして幼児センター保育料無償化など、記載の4件の内容について協議を深めております。

次に、（2）、視察・研修につきまして、教育委員による道内教育視察として7月10日に札幌市にあります市立開成中等教育学校を視察してまいりました。開成中等教育学校は、いわゆる中高一貫校として平成29年4月、従来の開成高校にかわりスタートした学校であります。大きな特徴として、中学部から6年間の一貫した教育を進めており、特に国際バカロレアの教育プログラムを通して、全教科における課題探求的な学習への取り組みが注目されております。北海道では唯一のバカロレア認定校であり、今回の視察ではバカロレアについての基本的な理解を得るとともに、これからの学習に必要な課題探求学習の取り組みについて研修をしてきたところです。本町におきましても、小中高を通した教育の仕組みを考え、実践しているところであり、今後の充実を図る上で非常に貴重な研修になったと考えております。

翌11日には北海道市町村教育委員研修会に参加をしてまいりまして、内容につきましては2ページ上段に記載してあるとおりでございます。

続いて、③の後志教育長部会の夏季研修会に出席をしてまいりました。内容は、管内4ブロックからの実践発表と協議、そして開催地として余市町長の斎藤啓輔氏よりの講話をいただいているところです。

次に、④、教育視察の受け入れとしまして、最初の丸、1つ目ですけれども、台湾監査院と書い

てありますが、訂正をお願いいたします。監察院と訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。台湾監察院視察についてでございますが、6月20日に台湾の監察院8名の方が近藤小学校に来校いたしました。台湾の監察院というのは、日本でいいますと会計検査院に当たる組織ということで、目的は台湾には小規模校が多いと。特に複式校の仕組みや実際に視察したいということで、僻地複式校が多い北海道を訪れ、特に北海道の僻地複式の委員長を務めております近藤小学校の校長に視察を依頼し、このたび来校したものであります。近藤小学校におけるきめ細かな指導や、複式授業の技術的な工夫などに関心を寄せ、たくさんの質問や評価の言葉をいただきました。

続きまして、本町のコミュニティ・スクール及び小学校英語教育の取り組みについて、8月20日には日高教育局、後志教育局並びに様似町教育委員会、翌21日には新篠津村教育委員会が来訪し、それぞれ説明及び意見交換を行っております。

次に、(3)として教育委員会の活動状況の点検・評価といたしまして、8月20日に外部評価委員会を開催し、30年度教育委員会の活動状況の報告及び所管ごとの事務事業について、説明の後2名の外部評価委員の方から施策ごとに評価、意見あるいは助言をいただいております。その結果につきましては、本日報告書にまとめて提出をさせていただきましたので、後ほどごらんいただきたいと思っております。今回の評価結果を踏まえ、今後の事務事業の推進及び改善に努めてまいります。

3ページをおめくりいただきまして、大きな2、学校教育の推進についてです。まず、(1)、学校運営につきまして、各学校の参観日、旅行的行事、運動会等について記載をしております。内容は記載のとおりでございます。

4ページに移りまして、⑥にニセコ中学校3年生の職場体験の様態を記載しております。今年度もコミュニティ・スクールの仕組み等も利用いたしまして町内19事業者に受け入れの依頼を行い、生徒一人一人のニーズに沿った職場体験を積むことができたと感じております。

次の⑦、交流・体験、特別学習の関係では、ニセコ高校の農業コースの生徒と幼児センター及び中学校との交流事業、町内の農家さんにご協力をいただいて実施しておりますニセコ小学校5年生の田植え体験等について記載をしております。

⑧、外国語指導助手(A L T)の採用につきまして、主にニセコ中学校におきまして英語指導を行うA L Tが交代をいたしました。新しいA L Tにつきましてはアメリカ人の男性で、ロバート・レパルティンさんが着任をいたしました。国のJ E Tプログラムを活用して、7月29日からの採用で、早速夏休み中、地域の夏祭りや神社祭の踊り山に参加するなど、町になじもうという姿勢が見られております。今後の中学校及び本町の英語教育の一層の充実に貢献してもらいたいと期待をしているところです。

続いて、⑨、会議・研修につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをめくっていただきまして、中ほどに(2)として令和2年度使用教科用図書の採択手続について記載をしております。①に教科書展示会の状況、②に第4地区採択協議会、③に採択結果について記載をしております。採択結果におきましては表のとおりでございますが、教科ごとの調査研究委員会及び採択協議会を経まして4教科におきまして新たな教科書会社の選定、それから来年度から教科になります小学校の外国語につきましては、開隆堂出版に決定をしております。な

お、今回の採択協議会の教科書決定に係る資料等の開示につきましては、希望者に対し9月2日から教育委員会にて閲覧可能となっております。

6ページ中段の(3)、児童生徒の状況といたしまして、①に8月1日現在の在籍一覧、②に特別支援教育を要する児童生徒と指導態勢の状況について記載をしております。

7ページをおめくりいただきまして、(4)には学校保健関係として、①、学校保健安全法に基づく出席停止人数、②に教職員の定期健康診断について、記載のとおりでございます。

次の(5)、学校安全につきまして、町内小学校5年生を対象とした防犯模擬訓練、子ども110番の家を7月12日に実施をいたしました。あいにく雨天ということで今年度はニセコ小学校での屋内研修に切りかえて実施しております。各地で不審者により子どもが被害に遭う事案が多発しており、自分の身を守る訓練ということで毎年実施をしているところです。

続いて、(6)、子ども議会につきまして、今年度は小学生が6名、中学生が4名、合計10名の子ども議員により8月9日に本会議を実施いたしました。子ども議員からは、学校課題、福祉施策、町内の施設整備、地域活性や交通問題など身近な問題からまちづくりにつながる提案など、具体的な内容について出されました。8月27日には事後活動として提言書を作成し、来月初めに終了式を行う予定となっております。

次に、8ページの(7)、ニセコスタイルの教育の実施状況につきまして、①にニセコスタイル教育の日として、幼児センターから小中高の教職員が一堂に集まった研修会を実施いたしました。内容として、ニセコ小学校全学級の公開授業の実施及び参観。参加教職員が公私を超えて話し合うワークショップを行いました。今回の成果と課題を検証し、幼小中高の連続性や連携を重視した取り組みを今後も継続してまいりたいと考えております。

続いて、②のコミュニティ・スクール関係では、CSアクションプランの取り組みを4つの部会に分かれて進めております部会活動の内容及び広報活動について記載のとおりでございます。

③、一貫教育関係では、小学校外国語の研修会を実施いたしました。新学習指導要領移行期2年目を迎えております本年度ですが、小学校英語の実践は順調に進んでおります。来年度から高学年が教科として評価が入ってくるため、先行して実施しております寿都小学校の八木啓太氏を講師に教科化を見据えた外国語の授業と評価についての内容について実施し、ニセコ小学校及び近藤小学校両校の先生方27名が集まり、熱心に受講をしておりました。

続いて、(8)、幼児センターの関係におきまして、①に園の行事、9ページをめくっていただきまして、②、健康安全、③に入園児童の状況、これにつきましては8月31日現在の状況を記載しております。現在154名の幼児が入園しております。

続きまして、④の預かり保育の状況から11ページまで進んでいただきまして、11ページには⑧として子育て講座の事業について記載をしております。

次に、その下段、(9)にニセコ高等学校関係について記載をしております。まず、ニセコ中学校との連携事業につきまして、6月17日に第1回、8月22日に第2回、合計2回実施しております。中学校2年生の技術家庭科、作物の栽培の学習において高校の農業コースの2年生が中学生に苗の定植及び収穫の作業についてアドバイスやサポートを行いました。このように学校を超えて交流ま

たは連携を深めることは、児童生徒にとって大変よい人間関係の育成につながるとともに自己有用感を得られる効果がありますので、今後も積極的な展開を進めていきたいと考えております。

12ページに移りまして、中ほどに⑥、生徒募集に向けた活動について記載をしております。6月に札幌市内の中学校9校訪問、7月には管内7校における学校説明会、7月13日には町内外の中学生を対象に一日体験入学を実施しております。体験入学では、町内4名、管内から9名、その他道内から4名、17名が参加し、農業や観光の体験学習を行ったところです。なお、ニセコ中学校の生徒を対象にしたものは10月に予定をしているところです。今後も引き続き町内外の募集に向けた働きかけを積極的に進めたいと考えております。

一番下段になりますが、⑦としてSDGs高校生未来会議の状況を記載しております。国内外から多くの高校生が集まりまして、グループごとにSDGs 17の目標から絞られたテーマに沿って高校生としてどう取り組んでいったらよいかディスカッションを行い、まとめた内容をプレゼンテーションするというものであります。質疑応答を含め全て英語で行うことが原則とされ、非常に質の高い内容の事業だったと感じております。ニセコ高校の生徒は、開会式冒頭の挨拶、レセプションでのニセコ町の紹介とともに英語で行いまして、その後のディスカッションにも加わるなど国際感覚を磨くとともに、地元の生徒として最高のホスピタリティを発揮することができたと考えております。なお、この事業におきましては主催する実行委員会の中心である札幌日大高校によりまして、当面ニセコ町で開催したいという考えを持っておりまして、ニセコ高校につきましても積極的に参加をする方向で検討しているところです。

続きまして、13ページをおめくりいただきまして、⑧には各種ボランティアの参加状況、⑨、特別授業について記載をしております。

⑩に各種大会の参加状況につきまして、定時制、通信制の全道体育大会の結果について記載をしております。柔道で1年生の気田紘一郎君が個人戦で優勝、卓球女子では2年生の齊藤野の花さんがブロック2位となり、この2人が全国大会の出場権を獲得し、出場してまいりました。14ページの上段にその結果について記載をしております。ともに上位には進むことはできませんでしたが、貴重な体験を積むことができたと考えております。

続いて、農業クラブの関係行事につきまして各種大会の様態を記載しております。意見発表大会におきまして3年生の上村愛さん、長尾まゆさんがともに全道大会に出場。上村さんは、中ほどにあります北海道大会では優秀賞2席に輝いております。さらに、その下であります、技術競技大会というのもありまして、生活区分においては2年生の齊藤野の花さんが優秀賞に入りまして、全国大会出場を決めております。なお、このほか農業区分からさらにもう一名出場枠を獲得しましたので、合計2名が10月下旬に福島県で開催されます全国大会に出場することになります。また、一番下になりますが、家庭科部会でも意見発表大会がありまして、2年生の中鉢蒼さんが優秀賞に入っております。このように各種大会で高校生の活躍が見られているところでございます。

15ページを次におめくりいただきまして、(10)、学校給食センター関係について記載をしております。①の学校給食担当者会議、②の給食センター運営委員会については記載のとおりでございます。

③といたしまして、今年度の第3子以降給食費免除の実施状況について記載をしております。今年度は申請26件、うち21件が決定しておりますが、残る5件につきましてはいずれも就学援助を受けている家庭でございますので、実質的には免除対象外になった件はございません。今年度の決定児童生徒数は23名、前年度よりも2名減、免除額は111万9,535円ということで前年度より7万2,000円ほどの減となっております。

次に、16ページに移りまして、大きな3、社会教育・社会体育の推進についてでございます。(1)、社会教育活動につきまして、①には放課後子ども教室の状況、②に寿大学の活動について記載をしております。放課後教室では、月曜日の内容をインターナショナルマンデーとして国際交流員の協力を得ながら英会話などの国際交流に取り組んでおります。寿大学では、6月には連合会との合同研修旅行、ことしは39名の参加で函館方面での実施をいたしました。道の駅なないろ・ななえあるいはカールレイモン工場などを見学し、大変好評だったと聞いております。また、7月にはファイターズアカデミーとの交流活動、8月には合同運動会の実施をいたしました。ことしの合同運動会は非常に大接戦ということで、全種目終わって3チーム同点ということで大変盛り上がりまして、最後決定戦を行った結果東チームが優勝ということでそこに記載をしております。

次に、17ページをおめぐりいただきまして、一番上段の④には、高島市の洋上セミナーの受け入れ、次に⑤に少年翼セミナーの訪問について記載をしております。翼セミナーですが、児童20名、サブリーダー(中学生)2名が鹿児島県の薩摩川内市を訪れました。有島武郎の父、武の出生地ということで仙台市で研修あるいは体験学習を積んできております。

次に、(2)、文化・図書活動として有島記念館の各種事業について記載をしております。展示事業につきましては、藤倉英幸氏の作品展「季節をたどってPart2」を現在10月6日までの期間で開催をしております。

②の普及事業につきましては、6月に星座忌及び星座忌コンサート、7月には能登谷安紀子さんによるヴァイオリンリサイタル、18ページに移りまして、張り絵教室あるいは野瀬栄進さんのジャズピアノコンサートなど各種事業を開催し、いずれも盛況であります。特に藤倉先生による張り絵教室ですが、直接指導をしていただいたということで、小学校の児童から大人までの方18名が参加をいたしました。直接藤倉先生から指示を仰ぎながら真剣な様子で作品づくりに取り組んでおります。今後も先生のご協力をいただきながら、町民の皆様方が参加できる講座等を工夫してまいりたいと考えております。

次に、中ほどに③として今年度の第1回の有島記念館運営委員会の様子を記載しております。3名の運営委員の皆様から館の適正な運営について、専門的な立場から貴重な意見や助言をいただいているところです。

次に、④として有島記念館事業の認知度を高める取り組みといたしまして、特にこのたびはニセコエクスプレスの収蔵計画についての説明並びに鉄道遺産について現段階での計画あるいは今後の構想について説明をいたしました。8月22日には有島地区の住民の方への説明会、28日には全町民を対象といたしましたまちづくり町民講座を開催いたしました。この会において、町民の皆様から出されましたご意見等を踏まえながら、情報共有を図り鉄道遺産の今後の展開についてさらなる検

討を進めてまいりたいと考えております。

次に、19ページをめくっていただきまして、⑤として学習交流センターあそぶっくの利用状況及び活動状況について記載をしております。これまで同様、大変充実した活動を行っております。

20ページまで進んでいただきまして、中ほど、(3)、社会体育・スポーツ活動について記載をしております。①に学校アスリート訪問事業として、6月20日及び7月4日に北海道内トップアスリートの仁井有介さんなど講師をお願いしまして、中学校全学年の生徒を対象に陸上競技の跳躍種目及び投てき種目について指導をしてもらっております。ちょうど中学校の陸上大会の直前ということもあり、中学生は競技のポイントなどを熱心に取り組んでいたところです。

次に、21ページをおめくりいただきまして、③には第12回のふれあい町民運動会の状況を記載しております。昨年雨で中止だったということで、2年ぶりの開催になりましたが、3年ぶりに全9チーム参加できたということで、けが人やトラブル等もなく大変有意義な活気ある運動会になったと感じております。7月23日に早速反省会議を実施いたしまして、今後の充実に向けた協議、運営面などについて各チームの皆様方と意見交換を行ったところです。

以下、ファイターズの野球教室、全町ソフトボール大会あるいは町民ラジオ体操会など記載をしているとおりでございます。

⑦には、スポーツ少年団の活躍について記載しております。まず、陸上競技の全道大会につきまして5名出場ということで、寺田空知君が走り高跳びと新種目のコンバインドという種目で入賞をする活躍を見せております。また、その下になりますが、U-11サッカー大会小樽地区予選会で、これはニセコ少年団にとっては初めての快挙ということですが、見事に優勝を果たしまして、今週末に札幌市で開催される全道大会に出場する予定でございます。22ページに移りまして、上段に羊蹄山麓少年野球大会、惜しくも決勝戦で敗れたものの見事に準優勝に輝いております。今後ともこのような子どもたちの健全育成を図る少年団活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑧、北海道札幌冬季オリンピック・パラリンピック招致活動につきまして、7月から8月にかけて開催された会議等の状況を記載しております。7月は、実務者会議を行いまして、これまでの経緯や2030年に向けた開催概要計画の見直し、今後の想定スケジュールなどについて札幌市からの説明があったところです。また、招致期成会につきまして前年度の報告及び今年度の計画等について審議し、提案どおりに決まっているところです。また、あわせて冬季スポーツ種目の普及を目的に札幌市からの取り組みについて情報提供がなされました。今後とも札幌市並びに関係自治体との連携を保ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、⑨として今年度の新規事業でありますニセコチャレンジにつきまして、7月の羊蹄山麓1周サイクリング、8月の羊蹄山登山の実施状況について記載をしております。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

○議長（猪狩一郎君） 次に、日程第5、委員会報告第1号及び日程第6、委員会報告第2号の所管事務調査の結果報告2件について、一括して報告を行います。

総務、産業建設の順に各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） それでは、令和元年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

お手元の資料を開いていただきまして、期日は令和元年7月18日、19日と29日の計3日間であります。

出席委員は、総務常任委員会委員全員であります。

説明のため出席した者は、阿部総務課長ほか記載のとおりであります。

調査事項は、総務、財務、税務、企画、社会福祉、保健衛生、環境衛生、交通安全、住民基本台帳・戸籍、学校教育及び社会教育、その他総務常任委員会の所管する事務であります。

調査結果であります。まず総務課関係では、町の各種審議会等において何年も案件がない等の理由で開催実績のないものが散見されます。町行政全般にわたっているものでありますから、総務課が主導して、必要に応じ各種委員会の開催を進めるべきと考えます。

企画環境課関係では、にこっとBUSの利用方法が余り普及していないと思われ。町から改めて住民に対して利用の仕方や守らなければならないルールなどを整理して、周知を行う必要があります。

町民生活課関係では、町全体のごみ排出量が増加しています。人口増加や事業所数の増加等で家庭ごみや事業系ごみが増加していることなどがごみ増加の原因として考えられます。改めてごみ減量化の取り組みを検討する必要があります。

町民学習課関係であります。町スポーツ施設の適正管理に関して、町民プールや総合体育館といった大規模施設も多いことから、計画的な更新の検討を行う必要があります。

以上、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） それでは、令和元年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は、令和元年9月2日、3日及び5日の3日間です。

出席委員は、産業建設常任委員全員となります。

説明のため出席した者は、中川農政課長ほか記載のとおりです。

調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道及び商工観光その他産業建設常任委員会の所管する事務に関してです。

調査結果です。農耕期間の気象経過や主要作物の作況状況については記載のとおりです。

意見としましては、農政課・農業委員会関係で、有害鳥獣による農業被害が町内全域に広がっている。近隣の町村も含めた広域的な対応が進むよう働きかけるとともに、町内での自主防衛の周知

などを継続されたい。また、今後とも基幹産業の一つである農業の振興のため、農地保全に努められたいということです。

商工観光課関係では、綺羅乃湯は温泉施設の代替的要素を備えていることから、改修工事に伴う休業期間中、自宅に風呂設備のない町民に対する対応を検討する必要がある。また、観光圏や観光局などの広域での観光行政は、事業開始から一定程度の期間を経過していることから、組織体制等の見直しを検討してはどうか、ほか記載のとおりとなります。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） それぞれ常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいま報告のあった各常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの各常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については町長に対し善処されるよう要望したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号及び委員会報告第2号の所管事務調査の結果報告2件については、これを受理し、善処を必要とする関係部分については町長に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第7 報告第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、報告第1号 平成30年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） よろしくお願ひいたします。日程第7、報告第1号 平成30年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

議案の2ページをごらんください。報告第1号 平成30年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、地方財政健全化法に基づきまして地方公共団体の財政状況を客観的、統一的にあらわし、また全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全化に関する指標を算出することとされております。別紙といたしまして、本文でも述べましたように監査委員の意見書をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案の3ページをお開きください。上段の表に30年度決算に基づきまして4つの比率を掲載して

ございます。一番左側、一般会計にかかわる実質赤字比率、その隣、特別会計まで含めた連結実質赤字比率、これら赤字は全ての会計で発生しておりませんので、いずれの比率も発生しないことから、横棒が引いてございます。続きまして、実質公債費比率について、これは標準財政規模に対する町が単年度で実質的に負担する公債費の比率となりますけれども、30年度決算に基づきまして11.6%で、昨年度より0.6ポイント減少しております。比率の減少についてですが、幼保一元化施設、幼児センター整備にかかわる町債の償還完了に伴いまして、分子となる公債費が減少したことが主な要因となっております。なお、実質公債費比率は過去3カ年の平均を用いますが、単年度で見ますと平成28年度が11.8、平成29年度が11.9、平成30年度が11.1%となっております。続きまして、一番右側、将来負担比率ですが、標準財政規模に対する町が将来的に負担すべき実質的な公債費の比率でございます。昨年度より9.8ポイント減少して、31.6%が30年度の決算に基づく数字でございます。比率の減少についてですが、全会計で地方債残高を約1億3,690万円減少できたこと、さらに充当可能基金額について1億5,932万円増額できたことに伴いまして、分子に当たります実質的な将来負担額が減少したことが主な要因でございます。

続きまして、議案の3ページ下段にあります資金不足比率ですけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すもので、資金不足額が発生しておりませんので、全ての比率横棒ということになってございます。

なお、別冊でニセコ町平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算表を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

報告第1号に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 平成30年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 認定第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、認定第1号 平成30年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第8、認定第1号 平成30年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定でございます。

議案の4ページをお開きください。認定第1号 平成30年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、下記平成30年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

記、1、平成30年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算、2、平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、この2から6まで各特別会計の歳入歳出決算となります。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の別紙といたしまして5点の資料をつけております。ご確認いただきたいというふうに思います。まずは、平成30年度ニセコ町決算関係書類という、この厚い書類でございます。それから、こちら厚い縦長の平成30年度における主要な施策の成果についてという書類でございます。それから、横長の平成30年度ニセコ町決算概要という書類、また3枚物で平成30年度特定目的基金の運用状況報告書、そして監査委員の意見書、この5点が決算認定の関係資料でございますので、これらに基づきまして説明をさせていただきます。これら平成30年度の決算概要について、今お示しました書類をもってポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず最初に、この縦長の厚いほう、平成30年度における主要な施策の成果、こちらを使って概要をご説明したいというふうに思います。こちらの冊子の2ページをごらんください。ニセコ町の財政の状況とあります。3ページからの決算の概況ですけれども、平成30年度の一般会計決算については、ニセコ高校体育館耐震改修や役場庁舎・防災センター整備の実施設計といった大型事業を実施し、歳入歳出ともに前年度決算を上回りました。

3ページのグラフをごらんください。平成30年度の基金残高におきましては、ふるさとづくり寄附金を充当して事業を実施したほか、土地開発基金の目安1億円に合わせた取り崩しや新庁舎整備に係る起債充当されない一般財源を補填するため、庁舎建設基金を取り崩して財政運営を行いました。一方で将来の健全な財政運営の確立や今後の有効活用に向け各種基金への積み立てを行ったことから、基金残高を4期連続で増額することができました。また、地方債残高については新規投資的事業の優先順位づけや計画的展開によりまして着実な減少が図られてきております。今後も財政運営の安定化や災害等も含めたリスク管理を高めていくため、これまでの取り組みを継続し、将来の財政負担を考慮しながら地方債残高の適正管理に努めてまいります。

5ページ、上の表をごらんください。5ページの上の表、決算状況でございます。表の2番目の行にあります歳入合計は49億7,725万円余りということで、4億3,529万円ほど増額となっております。その下、歳出合計は48億1,720万円余りということで、4億2,955万円ほど増額となっておりますが、3ページ中段のグラフの下に戻っていただきまして、平成30年度の大きな取り組みといたしまして、築50年が経過いたしましたニセコ高校体育館耐震改修で、避難所機能など機能向上面もあわ

せた大規模改修工事を実施しております。さらに、6月にSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業に認定され、国の補助金を活用してNISEKO生活・モデル地区構築事業にかかわる基本構想を策定しております。

主な事業といたしましては、役場庁舎・防災センター整備事業、西富地区町民センター整備事業、近藤小学校体育館の改修事業の実施設計を行いました。4ページになりますが、このほか公営住宅改善事業や羊蹄近藤連絡線の改良舗装事業、最終年度となります芙蓉橋の補修事業など、社会基盤の整備更新も行っております。

ソフト事業では、付加価値や生産性向上に向けましてクリーン農業総合推進事業や土づくり対策事業、観光地の魅力アップといたしましてニセコ周遊バス運行事業、観光コンテンツ創出事業、起業等の支援といたしましてにぎわいづくり起業家等サポート事業など、本町の基幹産業であります農業と観光、そして商業の振興に力を注いでおります。また、こども医療費の無償化制度やキッズカード事業、外国語教育や特別支援教育など福祉、子育て施策も継続して実施しています。

環境面の取り組みでは、環境モデル都市アクションプランで計画されていたニセコ駅前周辺の熱源ポテンシャル調査としてボーリング調査を実施いたしました。失礼しました。この熱源ポテンシャル調査ですけれども、4ページの中では熱源ポテンシャル調査というふうになっておりますが、これはポテンシャル調査の誤りでございますので、訂正をお願いしたいというふうに思います。環境モデル都市アクションプランで計画されていたニセコ駅前周辺の熱源ポテンシャル調査としてボーリング調査を実施いたしました。その結果37度の揚湯温度で毎分190リッターの温泉が採取可能であることが判明し、既存の源泉温度が低下している綺羅乃湯で利用することが最適であるという結論から、次年度に行います綺羅乃湯整備事業へつなげることができました。また、国の直営事業となりますが、本町始まって以来の大規模公共事業と言えます国営緊急農地再編整備事業について平成27年度から着手し、4年目となっております。なお、平成30年度に予算計上しておりますが、国の予算措置の時期などによりまして、4ページの下の方に記載しているとおり担い手確保経営強化支援事業及び経営体育成支援事業並びに畑作構造転換事業、綺羅乃湯改修事業にかかわる予算、一般会計合計で1億6,810万円を令和元年度に繰り越して実施をいたします。

5ページに進んでいただきまして、歳入から歳出を差し引いた収支から令和元年度に繰り越す事業に必要な一般財源を除いた額であります実質的な収支は、5ページの上の方の中ほどの実質収支額となりますけれども、前年度とほぼ同額の1億5,989万円の黒字となり、次年度の安定的な財政運営に必要な額を確保した結果となっております。

続きまして、歳入の概況ですけれども、5ページの表の下から記載しております。主要な財源であります地方交付税は、対前年度4,649万円の減額となり、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税についても5,105万円の減額となっております。普通交付税の減額要因は、町税収入の増によるものとなりますが、その税収については固定資産税を除く税目で増額し、特に町民税が大きくふえたことで4,982万円の大幅な増加となっております。また、投資的事業の増減による影響のある科目として、国庫支出金ではニセコ高校体育館耐震改修事業や中央地区エネルギー面的利用調査事業などを実施したことにより、前年度対比で1億400万円の増、道支出金におきましても前年度から繰り

越し事業を実施したことにより、対前年度で3,715万円増、町債についても大型公共事業の実施に伴い、前年対比1億4,021万円の増となっております。

それから、財政状況を示す指標の状況については、先ほどご報告したとおり実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率については6ページの上に表を掲載してございます。6ページ下のグラフでは、財政状況を示す指標の経年推移が載っておりますので、こちらもごらんいただきたいと思いますが、財政構造の弾力性や公債費負担と財源確保のバランスなどに今後とも留意してまいりたいと考えております。

次に、決算データの状況につきましては、7ページからですが、7ページの上のほうに一般会計というふうな文言が抜けておりますので、7ページから一般会計になります。一般会計は7ページ以降で、特別会計は10ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

それから、同じくこの冊子の15ページ以降に重点施策の概要が記載されております。63ページ以降には施策の詳細ということで個別の事業の実績書が載っておりますので、こちら後ほどご確認いただければというふうに思います。

続きまして、資料がかわります。A4横の平成30年度ニセコ町決算関係書類についてご説明をいたします。横長の厚い書類でございます。こちらの1ページから7ページに平成30年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を掲載してございます。7ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が1億6,004万7,065円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、8ページから230ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書がございます。これらの中で特に不用額が大きな事業を中心に、はしょって説明をさせていただきます。まず、歳出の41ページになります。2款総務費について、41ページでございます。1項総務管理費、1目一般管理費で376万円余りの不用額ですが、こちらは41ページから45ページにかけての各種事務実績による執行残となっております。

続いて、53ページになります。6目企画費の503万円余りの不用額については、次のページ、54ページの8節報償費でふるさとづくり寄附金返礼品の返礼割合を見直したことや、56ページの19節負担金補助及び交付金のうち57ページの下段から58ページの上段にあります各種補助金の事業実績による執行残が要因となります。

続きまして、同じく58ページ、7目地域振興費の1,315万円余りの不用額につきましては、地域おこし協力隊員について当初13人分の予算を計上しておりましたが、11人の採用となったことによる報酬、補助金等の執行残でございます。

次に、60ページになります。8目自治創生費の341万円余りの不用額については、各種事業の見直しによりまして、主に報償費や委託料が不用となったことに伴う執行残となっております。

続いて、69ページになります。69ページ、13目の職員厚生研修費の325万円余りの不用額につきましては、9節の旅費における内閣官房業務の出張回数の減や当初見込んでいた研修に不参加となったことによる特別旅費の執行残が主な要因となっております。

74ページから77ページにあります17目職員給与費の2,649万円余りの不用額につきましては、職員

の退職及び採用実績などによります執行残となっております。

続いて、93ページまでお進みください。93ページの3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の728万円余りの不用額については、99ページまでの中で主に95ページの13節委託料、また96ページの19節負担金補助及び交付金、それから97ページ、20節の扶助費におきまして福祉サービスや扶助制度の利用実績に伴う執行残でございます。

99ページの2目の老人福祉費972万円余りの不用額についても同様の理由となります。

続いて、107ページになります。107ページの一番下です。2目の児童福祉施設費、476万円余りの不用額については、108ページの一番上の賃金について、ニセコ子ども館の支援員が予算から1名減となったこと、それから日曜や祝日における補助支援員が採用できず、実施を見送ったことによる執行残が主な要因となっております。

次、110ページ、4款衛生費です。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、796万円余りの不用額については、111ページの上段でございます簡易水道事業特別会計繰出金の実績に伴う執行残となっております。

同じく111ページ、2目予防費の383万円余りの不用額については、114ページまでの中で主に112ページの12節の役務費、113ページの13節の委託料、114ページ、20節の扶助費における、こちらは各種のがん検診や総合健診、インフルエンザ等の予防接種、それから不妊、不育治療費の利用実績に伴う執行残となっております。

次に、146ページの7款商工費でございます。146ページまで進んでください。7款商工費について、1項商工費、2目観光費の551万円余りの不用額については、147ページ、11節需用費の実績による執行残や151ページ、19節の負担金補助及び交付金のうち151ページの一番下でございますニセコ観光圏協議会負担金で、予定しておりました海外プロモーション等の事業がなくなったことによる執行残が主な要因でございます。

続いて、教育費について197ページまでお進みください。10款教育費の197ページ、5項幼児センター費、1目幼児センター費、519万円余りの不用額については、主に7節の賃金において園児の状況により配置人数が減となったことに伴う臨時保育士等賃金の執行残となっております。

次に、218ページになります。218ページ、3目の給食センター費の381万円余りの不用額については、7節賃金において常勤日額調理員が欠員となったこと、それから11節需用費において災害等の影響で給食日数が減ったことに伴う賄い材料費の執行残が主な要因です。

続いて、230ページになります。230ページ、13款予備費については、北海道胆振東部地震や各公共施設等の緊急対応として13件、390万円ほどの予算充当を行っております。

231ページには一般会計の実質収支に関する調書を掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

以上で一般会計について説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の決算書ですが、233ページから235ページに平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

236ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が120万1,878円で、基金繰入額なしとなっ

ております。

それから、237ページから245ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、246ページには実質収支に関する調書を掲載しておりますので、こちらも後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算書ですが、247ページから249ページに平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を掲載しております。

250ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が8万1,400円となっております。

それから、251ページから257ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、258ページには実質収支に関する調書を掲載しております。こちらも後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書ですが、259ページから261ページに平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載しております。

262ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が51万2,254円となっております。

それから、263ページから273ページにかけて歳入歳出決算の事項別の明細書、274ページには実質収支に関する調書を掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算書ですが、275ページから277ページに平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載しております。

278ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が50万6,511円となっております。

279ページから289ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、290ページには実質収支に関する調書を掲載しております。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算書ですが、291ページから293ページに平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書を掲載しております。

294ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が13万4,905円となっております。

295ページから300ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、301ページには実質収支に関する調書を掲載しておりますので、こちらも後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続いて、財産に関する調書について説明をいたします。302ページをお開きください。上から土地、建物が（1）の表、山林が（2）の表となっております。30年度における土地の変動は、民間企業に対する自社の食品工場及び附帯設備建設用地としての売却やニセコ町アンヌプリ森林公園の一部を民間企業に貸し付けるため、普通財産へ異動したことなどによりまして16万1,454.13平方メートルの減少となっております。また、建物の変動では、役場新庁舎の建設に伴い、役場第2庁舎及び職員住宅1棟を解体したことにより、全体で584.31平方メートルの減となりました。それから、303ページに有価証券及び出資金等の現在高、304ページから306ページにかけて物品関係を載せていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、307ページ、債権関係の起債でございますが、産業振興資金貸付金については、年度中の返済により決算年度末現在高が514万6,000円減少となっております。

最後に、308ページになります。308ページ、基金関係の記載でございますが、特に増減が大きな基金を中心に説明をいたします。なお、若干の金額増については利子収入によるものですので、

ご理解いただきたいと思ひます。また、一番右側の備考欄ですけれども、この金額につきましては3月31日以降の出納整理期間において積み立てや取り崩しがあつたものでございまして、その左側の欄にあります決算年度末現在高や決算年度中増減高には含まれませんので、こちらもご理解いただきたいというふうに思ひます。

まず、土地開発基金の用地において、全23筆、46万4,547.19平方メートルを町へ引き渡し、土地面積が皆減となりました。現金については、その引き渡し分1億942万2,000円と基金額1億円に合わせるために1億557万5,000円の取り崩しを行いましたので、決算額が1億7,000円となっております。減債基金については、将来の安定した財政運営に向けた今後の起債の償還財源として1,620万円を積み立てました。また、社会福祉事業基金に指定寄附をお受けした計16万円についても積み立てを行っています。右の列に移りまして、産業振興基金については、先ほど説明を申し上げたとおりですが、年度中の返済により現金及び貸付金が増減しております。ふるさとづくり基金については、お受けした寄附金の合計2,992万8,000円の積み立てを行いました。また、ふるさとづくり基金旧制度分の精算充当として2,993万8,000円と新制度運用にかかわる事務費の充当として384万円を合わせた3,378万8,000円を取り崩しております。庁舎建設基金では、今後の庁舎整備全般に備えた財源として、合計1億1,725万2,000円の積み立てを行いました。なお、取り崩し額580万円につきましては、実施設計や第2庁舎解体工事等で起債充当されない一般財源分を充当するための所要額となっております。また、国営緊急農地再編整備事業基金についても、後年の負担金返済に向けて1,000万円を積み立てしております。その下、国民健康保険基金は、財政調整のため1,620万円を新規に積み立てしております。一番下の北海道市町村備荒資金組合の積立金については、道内全市町村が災害に備えるために積み立てを行っておりまして、本町積み立て分に対し利率分133万円の増額となっております。

以上で決算認定に関する説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件については、私議長と監査委員である浜本和彦議員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よつて、認定第1号 平成30年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第9 承認第1号から日程第10 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）及び日程第10、議案第1号 請負契約の変更について（近藤小学校屋内体育館大規模改修工事（建築主体工事））の件の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第9、承認第1号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

横長の議案、専決処分した事件の承認についてという議案の1ページをごらんいただきたいと思っております。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページには、令和元年8月14日付での専決処分書をつけてございます。

5ページになります。令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,683万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月14日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

続きまして、8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。9ページの歳出をごらんください。今回の補正額128万円の財源については、全て一般財源となっております。

先に歳出よりご説明をいたします。11ページをお開きください。11ページの歳出、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、15節工事請負費で近藤小学校屋体改修工事128万円の補正計上です。こちらは、本年度実施しております近藤小学校体育館の改修工事を進める中で、実施設計では把握することが困難でありました断熱材の未施工等が確認され、それらの対策工事に要する費用を補正するものです。追加の予定工事費192万5,000円に対して予算残額64万5,000円を差し引いた128万円の計上です。なお、当該の工事は過疎債の対象事業でありまして、今回の増額分についても過疎債の申請を行い、充当が決まりましたら改めて歳入予算を計上させていただきます。

次に、10ページでございます。歳入、20款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を128万円増額補正するものでございます。

なお、専決処分にかかわる本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊でお配りしております資料ナンバー1、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第10、議案第1号 請負契約の変更についてでございます。

議案の6ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号 請負契約の変更について（近藤小学校屋内体育館大規模改修工事（建築主体工事））。

次のとおり令和元年6月14日に議決を受けた請負契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、変更する契約、近藤小学校屋内体育館大規模改修工事（建築主体工事）。

2、変更契約の金額、変更前の契約金額6,490万円、変更後の契約金額6,680万3,000円、190万3,000円の増額となっております。

3、変更契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

近藤小学校体育館の改修工事の建築主体工事につきましては、先ほどの承認第1号、専決処分で出させていただいているところでございます。設計変更の内容につきましてもその際に説明を申し上げたとおりでございますが、工事を進める中で実施設計では把握することが困難でありました断熱材の未施工等が確認され、それらの対策工事に要する工事費を追加するもので、最終的な内容精査の上、8月20日付で工事の請負事業者であります株式会社浦野工務店から設計変更にかかわる承諾を得たところでございます。これに基づきまして設計変更による契約金額の変更、増額となりますが、それにつきまして本議案として付議するものでございます。なお、工事期間の変更はございません。

議案第1号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原君。

○1番（篠原正男君） 今回の事例につきましては、未施工箇所の確認に伴う補正ということで理解をしたわけですが、昨年度のニセコ高等学校の体育館改修工事においても同様に未施工箇所といえますか、不完全な箇所がいわゆる実施設計では明らかにならず、途中で設計変更、補正をしたと。昨年に続く今回の事例かというふうに思われます。そこで、今回の事例につきましては理解はできますが、ただその前に過去において同様の建築物といえますか、そういうものがもしあれば何らかの形で対応する必要があるのではないか、確認する必要があるのではないかというふうに考えます。また、あわせて現在新庁舎建設工事が進められておりますが、今後の建築等の各種工事におきまして、同様の事例もないとは限らないだろうと。そういうことも考えられますので、今後は検査体制をどのように再構築していく考えなのかお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

昨年度のニセコ高校の体育館、そして今回の近藤小学校の体育館として、ご指摘のとおり2年連続でこういう事案が発生いたしました。ただ、過去の古い部分と言えばそれまでになってしまいま

すけれども、やはり現在ある建物含めてそういう状況があるかどうかの確認は必要かと思っておりますが、なかなか見えない部分では確認できない部分が多くあるのかなというふうに考えております。ただ、今建物を建てる上では設計監理業務というのをしっかりつけさせていただいております。これは、10年以上前からつけさせていただいております。今の新庁舎の部分についてもご質問がありました。例えば新庁舎につきましてもは本当に大きな工事ですので、1週間ごとに各工事の現場代理人、そして設計監理者、町の建築担当でそういう打ち合わせの確認事業を持っております。その時期、時期においては現場でのいわゆる確認作業を行っているところでございます。また、それにあわせて写真等の部分も義務づけておりますので、確認をしているところでございます。いずれにいたしましても、設計監理者をしっかりと指定してございますので、設計監理者を含めて町の建築サイドの部分につきましても今後しっかりと対応していきたいなというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今副町長からのお話がありまして、こういう大規模工事については定例的に打ち合わせをするとか、監理者を決めて委託をするというふうになってはいますが、これは大規模工事に限らず小規模であっても、例えば写真撮影基準とか、あるいは直接立ち会う立ち会い基準、こういったような監督者のための監督基準、あるいは業者さんが守れるように示す、こういった基準というものが整備されているのかどうか、これについてお尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧建設課参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 今の高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在新庁舎のほうを建設しておりますが、大規模、小規模、中規模にかかわらず、一応建築、土木もそうなのですが、全て工事指針マニュアルというのがございます。例えば現場検査、あとは製品検査、あとは現地における検査、それらはマニュアル基準にのっとなって見ることになっておりますので、その辺については問題なく行っていけるかなというふうに思っています。ただ、過去の今回のお話については、私もいろいろ後で聞いたところによりますと、平成3年の近藤小学校の、ちょっと話はそれますが、施工だったということもあって、当時平成11年ごろに省エネの基準が国のほうで出たわけでありまして、それ以前については恐らく柱とかはりとか細かい部分についての断熱の施工については詳細は触れていなかったのかなという部分があったと思います。それで、恐らくこのたびきちんとした省エネの基準に満たすような施設をやるということで今回このような増額の形に至ったのかなというふうに思います。ただ、今においてはしっかりとそういうマニュアル基準にのっとなって、現地検査とか、工場へ出向いてまで検査を行ったりとか、現地で写真とか、コンクリートの潰しとか、いろんな部分についてはしっかりとマニュアル基準にのっとなってやっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより議案第1号 請負契約の変更について(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事))の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 請負契約の変更について(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事))の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号から日程第20 議案第11号

○議長(猪狩一郎君) 日程第11、議案第2号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)の件から日程第20、議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで10件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第11、議案第2号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)でございます。

議案の8ページをごらんください。議案第2号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字豊里2番地1外2筆、名称、ニセコ町堆肥センター。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、虻田郡倶知安町南1条東2丁目5番地2、名称、ようてい農業協同組合、代表者、代表理事組合長、八田米造。

3、指定する期間、令和元年10月1日から令和4年9月30日まで。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

ニセコ町堆肥センターにつきましては、平成14年2月に開設されてから、このセンターの運営管理をようてい農業協同組合に業務委託をしております。平成17年10月からは、この組合を指定管理者に指定いたしまして、今月末をもちまして第4期目の指定管理が終わるという状況でございます。この施設におきましては、これまで大きな事故もなく、老朽部分の修繕を行いながら確実な施設運営と良質な堆肥の製造、販売が行われており、施設の設置目的である完熟かつ良質堆肥の提供を通じ、地域資源循環型のクリーン農業を推進するという機能を果たしてございます。これらを考慮いたしまして、今後もこれまでと同様に良好な状態で施設の管理運営を続けるため、公募によらず、指定期間を3年間としてようてい農業協同組合を指定管理者と指定したい旨、令和元年9月2日、町長よりニセコ町指定管理者選定委員会に諮問を行いました。この委員会での審議の結果、これまでようてい農業協同組合は管理運営を優良に行い、施設の設置目的に対して大きな貢献をした実績があることから、今後も指定管理者として指定することにより効果的に目的を達成できると考えるとの答申が9月2日にございまして、それに沿って今回の議案を提出するものでございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第3号 ニセコ町森林環境譲与税基金条例でございます。

議案の10ページになります。議案第3号 ニセコ町森林環境譲与税基金条例。

ニセコ町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、議案の12ページをごらんください。読み上げます。令和元年度より交付される森林環境譲与税について、町内における森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、森林の利用促進その他の森林整備の促進に関する施策に要する経費に充てるため、ニセコ町森林環境譲与税基金を設置する必要があることから、本条例を提出するものでございます。

条例の概要につきまして、縦長の別冊の説明資料というのがありますので、こちらをご用意したいと思います。説明資料の1ページになります。上に提案理由がありますが、こちらは先ほどと同様ですので、省略いたします。

次に、個別条項の内容についてですが、第1条については基金の設置に関する規定で、基金を充当できる事業を定めております。①として森林の整備に関する施策、②として森林の整備を行うべき人材の育成及び確保、③として森林の有する公益的機能に関する普及啓発、④として木材の利用

促進に関する施策、⑤、その他の森林整備の促進に関する施策となっております。

第2条は、基金への積み立てに関する規定で、積み立て額は国からの森林環境譲与税の額に基づき、予算で定めることとしております。

第3条は、基金の管理に関する規定です。

第4条は、基金の使用に関する規定で、第1条に定める事業に充当できることとしております。

第5条は、基金の運用益金の処理に関する規定で、運用益金は基金に繰り入れることとしております。

第6条は、基金の現金を繰りかえ運用することができる旨を規定してございます。

第7条は、委任事項でございます。

議案の11ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

次に、12ページになりますが、この条例に関する町民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条によりまして内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第4号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の14ページになります。議案第4号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきまして、15ページ下段をごらんください。読み上げます。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が公布されました。効果的な企業立地の促進並びに投資促進を図り、町経済の活性化向上及び雇用機会の拡大を図るために本条例を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、別冊の説明資料、先ほどの説明資料の2ページと新旧対照表もございます。こちらの1ページもあわせてごらんください。まず、資料の2ページになりますが、条例改正の経緯と改正内容について記載してございますので、読み上げます。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令が公布されました。過疎地域内での適用事業のうち、対象事業の設備を新設または増設した者に対する固定資産税の減免を行った場合の減収分の75%を最初に課税免除等を行った年度から2年間地方交付税により補填する国の財政支援の期間が令和3年3月31日まで延長されたことにより、効果的な企業立地の促進並びに投資促進を図り、町経済の活性化向上及び雇用機会の拡大を図るため、本条例を提出しております。

本条例によりまして固定資産税の減免の適用ができる業種は、①、製造業、②、農林水産物等販

売業、③、旅館業でありまして、該当する固定資産は当該事業を行うための設備としての家屋と償却資産、償却資産については①と②の業種のみ、及び当該設備の敷地土地となります。取得価格の要件は2,700万円超で、雇用者の数は10人以上と規定しております。

次に、条項の説明ですが、新旧対照表の1ページをあわせてごらんください。第2条第2項は、課税免除の範囲の規定中、生産設備等の取得時期を規定しております。取得の適用期間を令和3年3月31日までに延長する改正及び語句の訂正です。

附則第2項は、条例本則において適用期限を延長する表現に合わせ、条例の失効についての規定を令和3年3月31日とする文言の修正となっております。

続きまして、議案の15ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。

次に、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、町民参加の手続を要しないとしております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第5号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例でございます。

議案の16ページになります。議案第5号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例。

ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、38ページに掲載しておりますので、38ページをごらんください。38ページ下段の提案理由でございます。読み上げます。令和元年5月10日付で子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、食事の提供に関する費用の取り扱いの変更と、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を新設するための所要の改正を行う必要があることから、本条例を提出するものでございます。

改正の内容につきまして、全部改正でございますので、別冊の説明資料の3ページをごらんください。説明資料の3ページでございます。少し長くなりますし、ちょっと語句等もわかりづらいかと思いますが、お願いいたします。まず、3ページ、条例改正の趣旨でございますが、令和元年10月1日より子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものでございます。

説明する上でわかりにくい用語がございますので、4ページの下段に一部でございますが、改正にかかわる用語の定義として、第1号認定、第2号認定、第3号認定の子どもに関する説明をしておりますので、後でご確認願えればというふうに思います。

まず、条例改正の概要でございますが、1つ目の二重丸になります。まず、題名の改正を行いま

す。「ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を「ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改正をいたします。

2つ目の丸です。文言の整理を行います。「支給認定」を「教育・保育給付認定」に文言を整理をいたします。次に、記載の各条項の整理となります。

3つ目の丸です。食事の提供に要する費用の取り扱いの変更を行います。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、教育認定子ども及び保育認定2号認定子ども（特定満3歳児以上保育認定子ども）の給食における主食費、副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、保護者から支払いを受けることができる費用といたします。ただし、次に掲げる者に要する費用については副食費を免除いたします。免除する部分については、①、教育認定子ども及び保育認定2号認定子ども（特定満3歳児以上保育認定子ども）のうち、世帯の市町村民税合算額がそれぞれアまたはイに定める金額未満であるもの。アについては教育標準時間認定子どもについては7万7,101円、イは保育認定2号認定子どもについては5万7,700円となります。②については、教育認定子ども及び保育認定2号認定子ども（特定満3歳児以上保育認定子ども）のうち、アまたはイに定める範囲で同一の世帯に子どもが3人以上いる場合。アについては教育標準時間認定子ども、小学校第3学年修了前まで、イについては保育認定2号認定子ども、小学校就学前までとなります。

丸の4つ目になります。特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を新設をいたします。認可外保育所、子ども・子育て支援新制度へ未移行、移行しない幼稚園等に対する運営に関する基準について、章を新設し、教育・保育その他子ども・子育て支援の提供の記録、利用料及び特定費用の額の受領、法定代理受領の場合の読替え、施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知、施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則、秘密保持等、記録の整備の条を定めます。

続きまして、説明書の4ページとなります。議案では37ページからの中段からの附則にもなりますが、附則についてもここに説明として記載してございます。附則第1条は、施行期日を規定し、本条例は令和元年10月1日から施行いたします。

2つの丸です。附則第2条、特定保育所に関する特例を改正をいたします。私立保育所等の特定保育所については、これまで特定教育・保育を提供した場合、保育所の委託料について、国で定めた公定価格から市町村が定めた利用者負担額を控除した額としておりましたが、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、満3歳未満保育認定子どものみ控除した額となりました。また、第6条、特定保育所は、正当な理由のない提供拒否の禁止等及び第7条のあっせん、調整及び要請に対する協力は、該当いたしません。ただし、市町村から保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これらを拒んではならないとしております。

3つ目の丸です。附則第3条、施設型給付費等に関する経過措置を削除いたします。これまで経過措置として、1号認定子どもに対して特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を提供する場合、施設型給付費の額について国で定めた公定価格から市町村が定めた利用者負担額を控除した額となっておりましたが、幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定の利用者負担額が無償となった

ため、削除となります。

次の丸です。附則第4条、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置についてですが、小規模保育事業C型は、零歳から2歳の子どもで定員数6から10人を家庭的保育者の資格を所持する職員が保育を実施する事業でございますが、本附則により条例の施行日から起算して5年を経過する日までの間、定員数を6から15人とする経過措置となっております。

最後の丸ですが、附則第5条、連携施設に関する経過措置につきましては、家庭的保育所、小規模保育所等の保育所、原則20人以上、その保育所により少人数の定員で零歳から2歳の子どもを保育する特定地域型保育事業については、認可保育所、認定こども園、幼稚園の連携施設を確保しなければなりません。本附則により条例の施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保が困難であって適切な支援を行うことができると町が認める場合は確保しないことができる経過措置でございます。ただし、これにつきましては事業所内保育事業者を除くとされております。

ちょっと条文が長くて、説明資料自体も少し長くなってわかりにくいかと思いますが、後ほどもう一度確認願えればというふうに思います。

次に、議案の38ページでございます。38ページの下段にこの条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第6号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の40ページになります。議案第6号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきまして、43ページをごらんください。提案理由でございます。読み上げます。令和元年5月10日付で子ども・子育て支援法の一部が改正され、幼児教育にかかわる無償化が実施されることとなったため、対象者及び対象範囲等について、所要の改正を行う必要があることから、本条例を提出するものです。

改正の内容につきまして、こちらも別冊の説明資料の5ページと新旧対照表の2ページにより説明をしたいというふうに思います。まず、説明資料の5ページになります。条例改正の趣旨についてですが、先ほどの提案理由と少しかぶりますが、令和元年10月1日より子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正するものです。

内容は、満3歳以上教育・保育給付認定子どもにかかわる教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもにかかわる市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、

利用者負担の上限額を零といたします。

条例改正の概要でございますが、新旧対照表では2ページから8ページになります。まず、丸の1番目ですが、文言の整理を行います。「支給認定」を「教育・保育給付認定」に文言を整理します。

2番目に、教育標準時間認定子どもの利用者負担額を零とします。

3番目に、保育認定2号認定子どもの利用者負担額を零とします。

4番目に、第2階層、市町村民税非課税世帯の保育認定3号認定子どもの利用者負担額を零といたします。

ただいまの1号、2号、3号等についての用語の定義については、4ページの下段に記載してございますので、ご確認いただければというふうに思います。

議案の42ページにお戻りいただきまして、42ページの下段になります。附則でございますが、この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

次に、議案の43ページになりますが、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加の手続を要しないとしております。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

議案44ページになります。議案第7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例。

ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらの条例の提案理由につきましても、45ページ下段に記載しておりますので、読み上げます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票や個人番号カードに旧氏の記載が可能となったことに伴い、印鑑登録証明書へも旧氏の記載を行うため本条例を提出するものです。

こちらで改正の説明について別紙説明資料の6ページと、新旧対照表では9ページとなりますが、そちらで説明をいたします。説明書の6ページになります。提案理由は先ほどと同様でございますので、省略いたします。

改正条例の個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では9ページとなります。1つ目に、第2条の一部改正は、国の要領に合わせた文言の整理でございます。「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改正となります。

2つ目に、第10条第5号、第11条第1号及び第11条第2号の一部改正は、旧氏の印鑑を使用することができる改正です。

3番目に、第14条第2項の一部改正は、国の要領に合わせた文言の整理です。「磁気テープ」を「磁気ディスク」と改正いたします。

議案の45ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和元年11月5日から施行いたします。

次に、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第8号 ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案では46ページになります。議案第8号 ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、47ページをごらんください。読み上げます。提案理由、堆肥製造に係るコストの上昇及び平成26年の消費増税に見合った価格設定をこれまで見送ってきています。しかし、近年さらなる製造コストが上昇となる事象があらわれ、またその変化について今後さらに目まぐるしく変化することが想定されます。このような状況下で製造コストに基づく価格改定を適時に図ることを可能とするため条例改正を行う必要があることから、本条例を提出するものでございます。

こちらにつきましても別冊の説明資料の7ページと、新旧対照表では10ページでございますので、あわせてごらんください。説明資料の7ページでございます。提案理由は先ほどと同様でございますので、省略いたします。

改正条例個別条項の改正内容ですが、第8条第3項の一部改正で、堆肥販売金額の上限額を撤廃し、社会情勢に応じて指定管理者と協議して決定することに変更する改正でございます。

議案の47ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

次に、この条例に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条により、内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

続いて、日程第18、議案第9号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第9号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、49ページをお開きください。49ページ、提案理由、読み上げます。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の成立により令和元年10月から満3歳以上児の保育料無償化開始に伴い、短時間型は無償となり、満3歳以上児の主食費は保育料では徴収せず、幼児センター給食費として科目を新設するため、本条例を提出するものでございます。

こちら説明資料の8ページと、新旧対照表では11ページになりますが、そちらで説明をいたします。8ページ、条例改正の趣旨でございますが、一部提案理由と重なりますが、令和元年10月1日より子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及びニセコ町特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に伴い、ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を改正するものとなっております。

内容は、短時間型の保育料が零となるため、文言を削ります。また、食事の提供に要する費用の取り扱いが変更となり、教育認定子ども及び保育認定2号認定子ども（特定満3歳児以上保育認定子ども）の給食における主食費、副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、保護者から支払いを受けることができることとなるため、ニセコ町幼児センターにおいて主食費、副食費を給食費として徴収するため、号を加えております。なお、副食費についてはニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に基づく子どもを免除することに加え、ニセコ町独自の政策として、高校生以下までの範囲で同一の世帯に子どもが3人以上いる場合免除をいたします。

条例改正の概要では、新旧対照表では11ページとなります。まず、文言を削ります。第7条第1項第1号の「短時間型及び」及び「（主食費として満3歳以上児に限り1人当たり月額1,000円を加える。）」を削ります。

次に、幼児センター給食費を新設いたします。5号として、幼児センター給食費、満3歳以上児に限り主食費として1人当たり月額1,000円とし、副食費については、1人当たり短時間児は月額3,900円、長時間児は月額4,500円といたします。ただし、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第13条第4項第3号のイもしくはロ、このイもしくはロというのは先ほどの説明資料の3ページの中段より少し下の①の副食費の免除の基準を満たす部分をいいますが、そのイまたはロ、そして第3子以降の給食費の免除実施要項に該当する場合は、副食費についてはこの限りではないという改正でございます。

議案の49ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

次に、この条例改正に関する町民参加等の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条によりまして内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、午後2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第19、議案第10号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予

算について説明をいたします。

横長の議案の13ページをお開きください。議案第10号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億841万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が14ページ、歳出を15ページから16ページに記載してございます。

17ページを飛ばしていただきまして、18ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。19ページの歳出をごらんください。歳出、下の合計の欄でございますが、今回の補正額2,158万4,000円増額の財源については、国、道支出金で303万2,000円の増額、地方債で2,910万円の増額、その他財源で179万4,000円の減額、一般財源では875万4,000円の減額でございます。

説明の都合上、歳出の30ページをお開きください。30ページ、1款議会費、1項1目議会費において、9節旅費では特別旅費27万1,000円、新庁舎、防災センターの整備に伴い、備品の購入や執務室レイアウトの最適化にかかわる先進事例の視察を道外2回予定しておりますが、議会といたしましても最適な執務環境の共通理解を図るため、職員とともに視察を行う旅費を補正するものでございます。

31ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費の光ケーブル移設工事13万2,000円については、町道中学校通の町営プール付近にあります北海道電力株式会社の所有の電柱が立てかえとなり、電柱に共架しております役場と公共施設を結ぶ自営の光ケーブルのかけかえが必要となることから、移設工事費を補正するものでございます。

4目基金積立費、25節積立金では、森林環境譲与税基金積立金238万円の計上です。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいて開始される森林環境譲与税の譲与にあわせて森林整備等の事業を計画的に行うため、基金を新設し、積み立てを行うものでございます。森林環境譲与税270万円に対して事業充当32万円を差し引いた238万円となっております。

18目防災対策費、7節賃金では、嘱託職員賃金5万円の計上です。8月16日から17日における台風10号の接近に伴い、災害発生のおそれがあったため、警戒態勢を整えたことに伴う嘱託職員の手当を補正するものです。また、今後の災害対応に備えて平日5回分、休日2回分の費用もあわせて補正をいたします。9節旅費では、特別旅費3万1,000円、地域防災計画等に基づいて職員への防災教育を推進するため、平成29年度から防災士の養成を図ってまいりまして、現在防災士2名おります。

今年度は職員2名の受講希望がありましたが、当初予算で1名分しか措置していないため、受講者2名の意思を尊重し、受講に必要な費用を補正するものです。また、2つ下の19節負担金補助及び交付金では、受講にかかわる研修講座受講料5万4,000円、資格取得試験の受講料と資格認証登録料5,000円で6万2,000円の計上となっております。12節役務費では、免許申請手数料10万円、車載の陸上移動局にかかわる防災行政無線10局について、免許の有効期間が令和2年5月31日までとされておりありますが、当該無線局を継続しようとするためには再免許申請を行う必要があり、その時期については無線局免許手続規則の規定に基づきまして、免許の有効期間満了の3カ月前には行わなければならないため、必要となる費用を補正するものです。

20目庁舎等整備費、9節旅費では、特別旅費70万円、新庁舎、防災センターの整備に伴い、備品の購入や執務室レイアウトの最適化にかかわる先進事例視察を道外2回予定しているため、今回の視察は本町に最も適した執務環境を整えるため、庁舎整備担当者のみならず実際に窓口業務に携わっている職員など他部署の視察旅費も計上しております。なお、議会費で計上の特別旅費においても議会議員と一緒に視察をいたします。

32ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金利子及び割引料では、平成30年度障害者自立支援給付費の道費負担金について、額の確定に伴い道からの超過交付が発生したため、返還金9万1,000円の補正でございます。

2目の老人福祉費、19節負担金補助及び交付金では、後志広域連合負担金11万2,000円、介護保険電算システム改修費及び介護計画策定に伴う委員会開催の増など、後志広域連合の負担金が増額となることから、補正するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童措置費、19節負担金補助及び交付金では、こども会開設運営事業補助20万円、こちらは両親の就労により家庭での保育が困難な方に対してニセコ子育てママの会が年末年始期間中に行う子育て支援費用の一部を補正するものでございます。補助金の内訳は、保育士1名分の人件費、1万円の6日で6万円、会場使用料として1万8,000円の6日で10万8,000円、その他文具やおやつなどで3万2,000円となっております。

33ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するもので、簡易水道事業特別会計繰出金1,160万円の減額となります。

6目保健衛生普及費、11節需用費の修繕料6万5,000円では、保健福祉課所管の公用車について、前方右側のバンパーの一部に欠損などのふぐあいが生じており、その修繕に必要な費用について補正するものです。なお、修繕費については、その全額が保険対応となる予定です。

34ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節の負担金補助及び交付金では、農地流動化促進事業補助7万3,000円、農地流動化に伴う補助金について、当初予算で見込んでいた新規の賃貸借が想定面積を上回るため、補助をするために必要な費用を補正するものでございます。次に、P T O発電機購入補助30万円については、北海道胆振東部地震のブラックアウトの際に、生乳を初めとする農畜産物全体の生産体制に影響があったことから、J Aようていの緊急対策として、正組合員に対する発電機緊急取りまとめ要項に基づき、トラクターを活用したP

TO発電機を購入希望の農業者に対して助成することとなりました。1台当たりの購入費は49万8,000円となりますが、JAようていと町が1台当たり10万円ずつ助成するため、それに必要な3件分の費用を補正するものでございます。

2項林業費、1目林業振興費、9節旅費では、普通旅費27万8,000円、近年全国的に森林整備が進まない現状を改善するため、森林整備を財政面で下支えする財源として期待されている森林環境譲与税の使途として、森林整備の潜在的な要望を調査することを第一に取り組むものとされており、その調査に必要な費用を補正するものでございます。調査内容については、森林の経営管理が行われていない所有者に対して、所有森林について管理整備をする意向の有無を調査を行い、実施する意思があり、さらに森林の施業実施の詳細を確認したい所有者に対し、事業の説明を行うための旅費となっております。11節需用費では意向調査にかかわる消耗品費6,000円、12節役務費では通信運搬費3万6,000円、こちらは森林経営管理が行われていない所有者に対し、所有森林について管理整備をする意向があるかどうかのアンケート調査の経費となっております。

35ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金では、にぎわいづくり起業者等サポート事業補助210万3,000円、にぎわいづくり起業者等サポート事業補助につきましては本年度は全部で6件の補助申請がありまして、そのうち3件が補助決定となっております。補助要望があります3件に対して予算不足となることから、補正するものでございます。

2目の観光費、9節旅費では、普通旅費46万3,000円、特別旅費41万5,000円の計上です。令和3年6月1日から本町において宿泊税を施行することで計画しており、それまでの過程において先進地視察、事業者からの意見聴取、まちづくり町民講座の開催、総務省の同意調整、条例案の作成、事業者への周知などを進めていかなければなりません。これらの事務の中で本年度は先進地視察旅費、総務省等協議、事業者へのアンケートや説明会を開催するため、必要な費用を補正するものでございます。普通旅費では、総務省協議で1泊2日、3回の2人分、道内協議は10回分です。特別旅費では、福岡市、京都市、金沢市への先進地視察、3泊4日の3人分となっております。11節需用費では、消耗品費13万円、10月25日にヒルトンニセコビレッジで行われますG20観光大臣会合歓迎レセプションで後志管内市町村のブースが用意されることから、本町の特産品のPRをするための消耗品として、こちらはワイン、日本酒の蔵人衆、チーズ、紙コップ等で7万円及び10月25日から28日にかけて行われます地域交流エクスカーションのお土産代5万円と合わせて12万円となっております。また、この消耗品費の中には宿泊税のアンケート調査にかかわる消耗品として1万円も計上しております。12節役務費の通信運搬費2万3,000円と14節使用料及び賃借料の会場使用料2万円及び高速道路使用料1万3,000円は、宿泊税導入推進にかかわる経費となっております。そのほか、その他使用料3万9,000円は、観光予報プラットフォーム利用料としての計上です。この観光予報プラットフォームとは、宿泊を基軸とした観光に関連するデータが集積されたもので、このデータの活用によりまして各種の分析などを行うことが可能となります。ニセコ町としては、本データの活用により宿泊動向や宿泊料金などの状況を把握、計測することが可能となると考えてございます。15節工事請負費のニセコビュープラザ営繕工事91万円については、本年度北海道開発局で道の駅ニセコビュープラザのトイレ棟耐震改修工事を実施いたします。しかし、トイレ棟横にありますごみ

ステーションが当初予定していた場所とずれて建てられていたため、耐火性がないという理由で建築基準法の規定を満たさず、耐震改修工事の建築確認申請が通らないため、ごみステーションの防火対策工事として外壁改修に要する費用を補正するものでございます。工事の施工箇所として、別冊の補足資料と大きく書いた補足資料がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。こちらに写真も出ておりますが、ビュープラザトイレ棟の耐震改修工事となります。次に、19節負担金補助及び交付金は、綺羅乃湯特別対策事業補助923万6,000円の計上です。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の温泉について、井戸構内にポンプが入れられないことが原因で、通常の湯量を確保するため、平成29年10月から町の水道を足し、温度を上昇させて営業しておりますが、このことで水道使用料、燃料費、電気料がかさみ、指定管理の経営を圧迫していることから、泉源の故障に起因する費用を補正するものでございます。補填額は水道料98万5,500円、A重油料84万6,500円、電気料10万2,500円の合わせて193万4,500円となります。また、11月1日から12月20日予定までの期間において、新しい井戸からの温泉引き込み工事、研修室及び大広間などの窓断熱工事、LED照明の交換工事、コージェネレーションの設置などを実施するため、綺羅乃湯を営業休止いたしますが、その休業期間中における休業補償費として730万953円を補正するものでございます。なお、休業補償はテナント2件分も含まれております。

36ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、15節工事請負費の立木伐採工事58万6,000円については、町道田下通及び町道川宮通において雑木の成長により道路に枝葉が伸びて、走行中に接触するおそれがあるため、伐採に要する費用を補正するものでございます。工事の箇所といたしましては、先ほどの補足資料のほうに場所を掲載しておりますので、ご確認ください。

4目道路新設改良費、13節委託料では、町道曾我停車場線擁壁補修設計業務委託料370万7,000円の計上です。こちらも施工箇所として別冊の補足資料で芙蓉橋のところの擁壁を写真も掲載しておりますが、町道曾我停車場線にあります芙蓉橋付近の擁壁について、2メートルから3メートルのひび割れを確認し、擁壁の健全性調査及び補修設計をするための費用を補正するものでございます。

3項河川費、1目河川維持費は、財源充当の変更となっております。

5項都市計画費、1目都市計画総務費、1節報酬の都市計画審議会委員報酬3万円については、都市計画審議会の開催を当初2回分の開催を見込み予算化していましたが、近年の開発事業に伴い、景観条例に基づく審議回数がふえていることから、今後の開催見込み分として委員報酬2回分を補正するものでございます。また、9節旅費の費用弁償3,000円は、委員の交通費として11節需用費の食糧費3,000円についても審議会開催時のお茶代としてのそれぞれ補正でございます。

7項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費の公営住宅修繕工事283万8,000円については、平成31年3月にコーポ有島B棟の受水槽への水供給装置の故障により受水槽ポンプが水没し、使用不可能となりました。その後、仮復旧により入居者へ水を供給していましたが、災害時など需要量がふえたときに安定した供給ができなくなるため、受水槽ポンプ取りかえにかかわる費用を補正するものでございます。コーポ有島B棟についても箇所としての地図を載せてございます。

37ページになります。9款消防費、1項消防費、1目消防費、19節負担金補助及び交付金では、

羊蹄山ろく消防組合負担金153万2,000円の減額の補正です。当初予算措置しております消防団用の救助器具の購入について、国庫補助金を充当できる見込みとなったことから、補助率3分の1分の町負担額を減額するものでございます。

38ページになります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費、14節使用料及び賃借料ではバス借り上げ料27万4,000円。ニセコ中学校卓球部が2019年度北海道卓球選手権大会カデットの部の予選を突破し、本大会の出場権を7名が獲得いたしました。大会については9月14日から16日に旭川市で開催される予定でありますので、バス借り上げ料について既存予算で対応いたしますが、当初予算で見込んでいないことから、必要に要するバス借り上げ料を補正するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の修繕料では10万3,000円の計上です。本年度ニセコ小学校でボイラーの定期点検を実施した際、現在使用している圧力計のふぐあいや配管からの漏水の指摘があったこと、それからニセコ小学校1階の防火扉が所定の位置に戻らなくなったため、修繕に要する費用を補正するものです。

4項高等学校費、2目定時制高等学校管理費、11節需用費の修繕料で26万4,000円の計上です。ニセコ高校農場で使用しておりますトラクターについて、間欠的にパワステがきかないことでハンドル操作ができなくなる症状が発生し、メーカーに確認したところ、走行を制御する走行油圧クラッチが原因とわかったことから、修理に要する費用を補正するものです。

5項1目幼児センター費、3節職員手当等から19節の負担金補助及び交付金までは、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、必要となる事務費やシステム改修等に要する費用を補正するもので、歳入歳出を同額補正計上しております。3節の職員手当等では時間外勤務手当14万7,000円の計上、11節需用費の消耗品においては13万7,000円の計上、14節使用料及び賃借料では複写機使用料1万5,000円の計上、19節負担金補助及び交付金では子ども・子育て支援システム改修費として北海道自治体情報システム協議会負担金252万8,000円の計上となっております。39ページになります。広域保育所市町村負担金12万円、ニセコ町に在住している子どもが他町村の保育所に2名途中入所することに伴い、他町村への広域保育所市町村負担金を補正するものです。次に、施設型給付費負担金34万9,000円、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、本町の子どもが登園する私立認定こども園の利用者負担額も無償となり、施設型給付費が増額することから、補正を行うものです。このうち国費負担分と道費負担分については歳入補正をしております。23節償還金利子及び割引料では、補助金等返還金4万円の計上です。ニセコ町在住の子どもが登園しております私立認定こども園に対して給付を行った平成30年度の施設型給付費について、乳幼児の入退園や保育形態の変更に伴いまして額の確定金額が交付決定額よりも減額となったため、国及び北海道に対する補助金等返還金を補正するものです。

6項社会福祉費、2目有島記念館費、11節需用費の修繕料において20万円の計上です。本年6月の浄化槽点検において、公園トイレ浄化槽の本体に破損が確認されました。このまま放置しておくことと配管などさらに損傷につながる可能性もあることから、修繕に要する費用を補正するものです。

7項保健体育費、3目給食センター費、11節需用費の修繕料において23万8,000円の計上です。こちらは、動物性油脂を含む排水を微生物を使って分解処理するための装置について、水中曝気ポン

プが故障し、早期に交換修理が必要となり、この費用について既存予算で対応いたしましたが、当初予算で見込んでいない修理であることから、補正するものでございます。次に、13節委託料では学校給食センター増築工事実施設計業務委託料489万5,000円の計上です。今後の児童生徒数の推移で給食提供数が令和3年度に約590食となり、セット数が今よりも4セット多い27セットとなることが予測されております。食器等についてはクラス数の増加により保管機が足りなくなり、また保管機を設置するスペースがないことや駐車スペースが足りないことから、増築を行うため、実施設計に要する費用を補正するものです。

続いて、歳入について説明いたします。20ページをお開きください。20ページ、歳入、2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税の新設で、1節森林環境譲与税270万円の歳入補正でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいて、新たに森林環境譲与税の譲与が開始するため、予算科目を新設するものでございます。

21ページは、10款地方特例交付金、2項1目子ども・子育て支援の臨時交付金の新設で、1目子ども・子育て支援臨時交付金1,000万円の歳入補正でございます。子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されますが、その財源となります地方消費税の増収分が今年度はわずかであることから、町の負担額が子ども・子育て支援臨時交付金として交付される国からの財源を補正するものでございます。

22ページ、13款分担金及び負担金、1項負担金、2目の教育費負担金、2節の児童福祉費負担金では、365万6,000円の減額の歳入補正でございます。内訳として、幼児センター保育料、長時間型で954万7,000円の減額、こちらは令和元年10月から保育の無償化が開始されることに伴い、長時間型保育料の収入が当初見込みより減額となることから、補正するものです。次に、広域保育所入所市町村負担金384万8,000円、他町村に在住している子どもが当初予定よりも4名多く幼児センター長時間型に入園したことに伴い、他町村からの広域保育所入所負担金が増額することから、補正するものです。次に、幼児センター給食費204万3,000円、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食やおやつにかかわる食材料費については国の基準等に基づき条例で定めた額を保護者から徴収することとなるため、その給食費を補正するものです。

23ページ、14款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育使用料、2節の幼児センター使用料では、143万7,000円の減額の歳入補正です。内訳といたしまして、幼児センター保育料、こちらは短時間型で153万2,000円の減額、幼児教育の無償化が開始されることに伴い、短時間型保育料の収入が当初見込みより減額となることから、補正するものです。次に、広域幼稚園入園市町村負担金9万5,000円、他町村に在住している子ども2名が幼児センター短時間型に短期的に入園することに伴い、他町村からの広域幼稚園入園負担金が発生することから、補正するものです。

24ページになります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、1節幼児センター費負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金14万9,000円です。こちらも幼児教育・保育の無償化に伴いまして、本町の子どもが登園する私立認定こども園の利用者負担額も無償となり、施設型給付費が増額することから、その国費負担分を補正するものです。

25ページ、16款道支出金、1項道負担金、2目教育費道負担金、1節幼児センター費負担金では、

子どものための教育・保育給付費負担金5万6,000円の歳入補正につきましても、先ほどの国費同様として施設型給付費が増額することから、その道費負担分を補正するものでございます。

2項道補助金、6目教育費道補助金、2節の幼児センター費補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金282万7,000円の歳入補正です。こちらも幼児教育・保育の無償化に伴いまして必要となる事務及びシステム改修等に要する費用が国より北海道を間接して交付されることから、補正するもので、歳入歳出同額の補正となっております。

26ページになります。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入では、町有地の貸付料59万9,000円の計上です。本年4月1日付で八海醸造株式会社と土地の賃貸借契約を交わし、ニセコアンヌプリ森林公園の一角を令和32年3月31日まで30年間において賃借することとしました。その町有地貸付料を補正するもので、月額4万9,940円の12カ月分となります。

27ページ、20款1項1目繰越金、前年度繰越金において歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を1,893万4,000円減額補正するものでございます。

28ページになります。21款諸収入、5項4目雑入、23節雑入では、後志広域連合事務費負担精算金18万円、後志広域連合関係市町村の事務費負担金について、平成30年度精算額にかかわる後志広域連合からの返還金を補正するものです。

29ページになります。22款町債、1項町債、3目商工債、1節商工債では、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業債2,160万円、こちらは6月定例議会で予算措置いたしました綺羅乃湯施設の温泉動力装置及び配管設備設置工事並びに当初予算で設置しております浴室木部改修工事について、過疎債が充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。

4目土木債、1節道路橋梁債では、町道等道路構造物改良事業債580万円、当初予算で措置しております町道ルベシベ通のガードケーブル改修工事や町道富士見しらかば団地通の側溝改良工事、それから町内の遮断工の設置工事について、公共施設等適正管理推進事業債、充当率90%が充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。4節河川債では、愛媛川護岸改修事業債170万円の計上です。こちらも当初予算で措置しております愛媛川護岸改修工事について、緊急自然災害防止対策事業債が充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。

次に、17ページをごらんください。17ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明いたしました各起債の追加分に関する補正を行うものでございます。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業について、限度額2,160万円、起債の方法は証書借り入れで利率は年利2.5%以内、償還の方法は12年以内で、うち据え置き3年以内、その他記載のとおりでございます。町道等道路構造物の改良事業については、限度額580万円、起債の方法は証書借り入れで、利率は年利2.5%以内、ただし利率見直し方式で、借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率としております。償還の方法は30年以内で、うち据え置き5年以内、その他記載のとおりでございます。愛媛川護岸改修事業は、限度額170万円、その他の事項については記載のとおりでございます。

それから、40ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第10号については以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の41ページでございます。議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。令和元年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,480万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入が42ページ、歳出を43ページに載せてございます。

44ページは飛ばしていただきまして、45ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入、46ページには歳出を載せてございます。今回の補正額1,350万円の財源については、地方債で2,510万円、一般財源では1,160万円の減額となっております。

それでは、先に歳出の49ページをごらんください。49ページ、2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、15節工事請負費では、水道施設維持補修工事で320万円、多発しております漏水修理により、既存予算をほぼ支出したことから、今後の漏水修理に対応するため、費用を補正するものでございます。

50ページになります。3款建設改良費、1項1目建設改良費、15節工事請負費では、宮田地区配水管布設工事で1,030万円、北海道が発注を予定しておりますルベシベ川の河川改修工事にあわせて河川に布設されている配水管更新工事を行うため、補正するものです。なお、本工事に伴う実施設計については当初予算で既に対応しております。工事の施工箇所として別冊の補足資料でご確認を願いたいというふうに思います。

次に、47ページの歳入でございます。47ページ、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出補正予算に伴う収支均衡による一般会計繰入金1,160万円の減額補正です。

48ページは、6款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、1節簡易水道事業債2,510万円です。内訳といたしまして、まず機器設備更新事業で1,630万円、こちらは当初予算で措置しております簡易水道設備設置更新費として、市街地区の塩素タンクの更新、近藤地区の配水池の着水流量計の設置、近藤地区配水池の減菌機更新、近藤地区第2ポンプ場の残留塩素計の更新、ニセコ地区圧送ポンプの更新、宮田地区減圧弁の更新、これらについて過疎債810万円及び簡水債820万円の合わせて1,630万円が充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。次に、配水管更新事業880万円、こちらも当初予算で措置しております市街地区の水源調査委託について、過疎債440万

円及び簡水債440万円が充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。

次に、44ページをごらんください。第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました起債の変更分に関する補正を行うものでございます。簡易水道事業債については変更前の限度額1,250万円を3,760万円に変更いたします。変更後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、51ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第11号については以上でございます。

なお、本補正予算にかかわります各会計総括表及び簡水会計の歳出の内訳、補正予算の内訳については別冊の補正予算資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、ただいま説明がありました議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）の件から議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで10件は、質疑、討論、採決を9月18日に行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）の件から議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで10件は、質疑、討論、採決を9月18日に行うことに決しました。

◎日程第21 発議第1号から日程第22 発議第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第21、発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案及び日程第22、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案の提案の理由をご説明いたします。

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、同条約の選択議定書が1999年、国連総会で採択されました。同条約を締結する189カ国のうち現在112カ国が選択議定書を批准しています。また、OECD、経済協力開発機構へ加盟する36カ国では30カ国が批准しています。各国の男女格差をはかるジェンダーギャップ指数2018年によると、日本は149カ国中110位と先進国の中でも最低の状況です。

なぜ女性差別撤廃条約選択議定書の批准が必要なのか。選択議定書には個人通報制度と調査制度

があり、個人通報制度は国内で差別是正を求めて最高裁まで闘っても差別が是正されない場合、個人が女性差別撤廃委員会に直接通報して救済を求めることができる制度です。調査制度は、女性差別撤廃条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報が得られた場合に、該当国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見、勧告とともに送付する制度です。

国の第4次男女共同参画基本計画、2010年作成には、女性差別撤廃条約の積極的遵守に努める、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について真剣に検討を進めると明記されています。政府としては、現在各方面から寄せられている意見も踏まえつつ真剣に検討を進めているところであり、諸外国における個人通報制度導入前の準備や運用の実態等についても調査等を行っているとしています。

国連女性差別撤廃委員会の日本の本条約実施状況報告審議では、2003年、2009年、2016年、国連から選択議定書の批准が奨励され、日本の批准を繰り返し求めています。国会においては、参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されています。選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしています。日本が批准することによりジェンダー不平等をなくするための効力が一層強まることが期待されます。

政府は、女性の声を真摯に受けとめ、男女平等を実現し、全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきです。どうぞ議員皆様の速やかなご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

提案の理由、今後人工林資源が本格的な利用期を迎える。既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化の実現に向けて、今後とも施策の充実、強化を図る必要がある。

これまでの取り組みをさらに進めるため、国における財源確保や支援施策の充実、強化を要望する必要があると考え、意見書を提出いたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案に関する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案は、総務常任委員会

に付託することに決しました。

これより発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、9月11日から9月17日までの7日間、休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月17日までの7日間に休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、9月18日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦勞さまでした。

散会 午後 3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 う め 子 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)